

我が国の文化行政

平成8年度

文化庁



我が国の文化行政

平成8年度

【もくじ】

I 文化立国に向けて …… 2

- (1) 文化をめぐる諸状況／ 2
- (2) 文化政策の推進／ 5
- (3) 文化庁予算の充実／ 6
- (4) 文化に関する税制／ 10
- (5) 文化庁の組織／ 12

II 芸術創造活動の振興 …… 13

- (1) 芸術創造活動の支援のための施策の概要／ 13
- (2) 「アーツプラン21」／ 14
- (3) 芸術家等の養成、顕彰／ 15
- (4) 芸術祭／ 17
- (5) 芸術文化振興基金／ 18
- (6) 民間による芸術文化活動への支援／ 19

III 地域における文化の振興 …… 20

- (1) 地域における文化の振興のための施策の概要／ 20
- (2) 文化のまちづくり／ 21
- (3) 芸術情報プラザ／ 22
- (4) 各種巡回公演／ 22
- (5) 国民文化祭／ 23

IV 国語に関する施策 …… 24

- (1) 国語施策の改善／ 24
- (2) 外国人等に対する日本語教育の推進／ 25

V 著作権制度の概要 …… 26

- (1) 我が国の著作権制度／ 26
- (2) 最近の著作権法の主な改正／ 27

VI 宗教法人と宗務行政 …… 28

- (1) 宗務行政の推進／ 28
- (2) 宗教法人法の一部改正／ 29

VII 文化財の保存と活用 …… 30

- (1) 文化財保護の仕組み／ 31
- (2) 文化財登録制度の導入／ 34
- (3) 文化財保護のための施策／ 35

VIII 文化の国際交流・協力 …… 39

IX 文化行政における情報化の推進 …… 44

X 国立文化施設 …… 46

- (1) 国立劇場／ 46
- (2) 新国立劇場／ 47
- (3) 国立美術館・博物館／ 48
- (4) 研究所／ 52
- (5) 日本芸術院／ 52

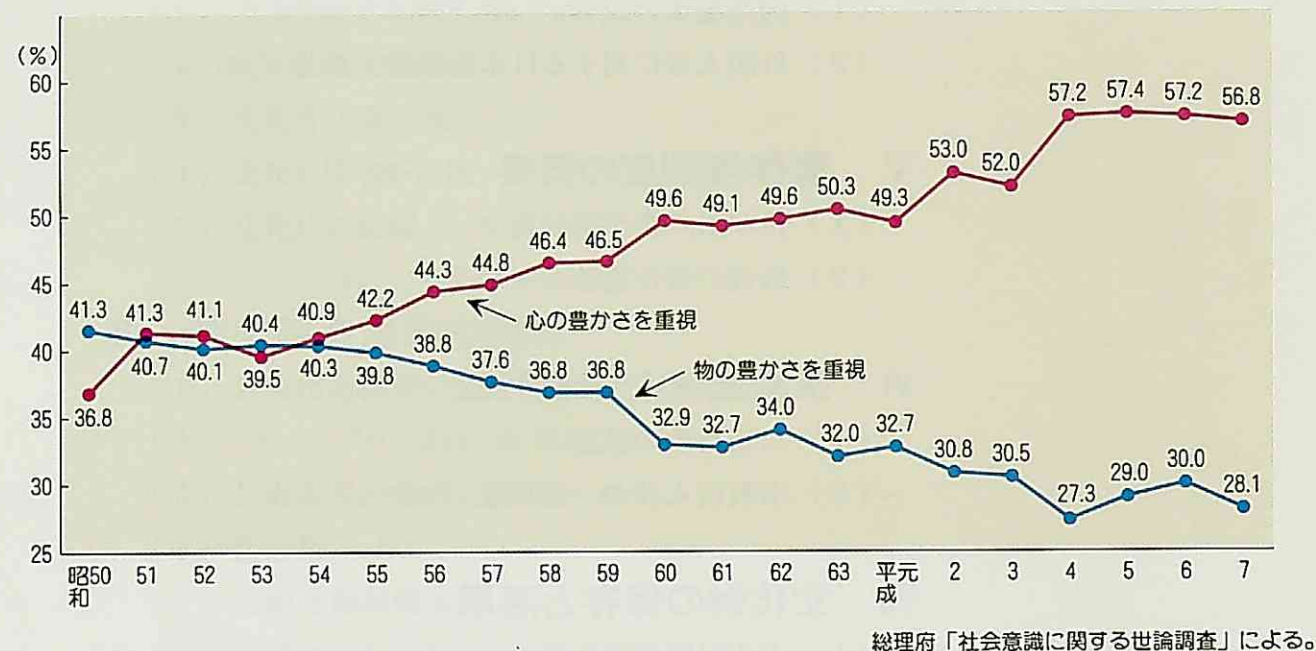
I 文化立国に向けて

(1) 文化をめぐる諸状況

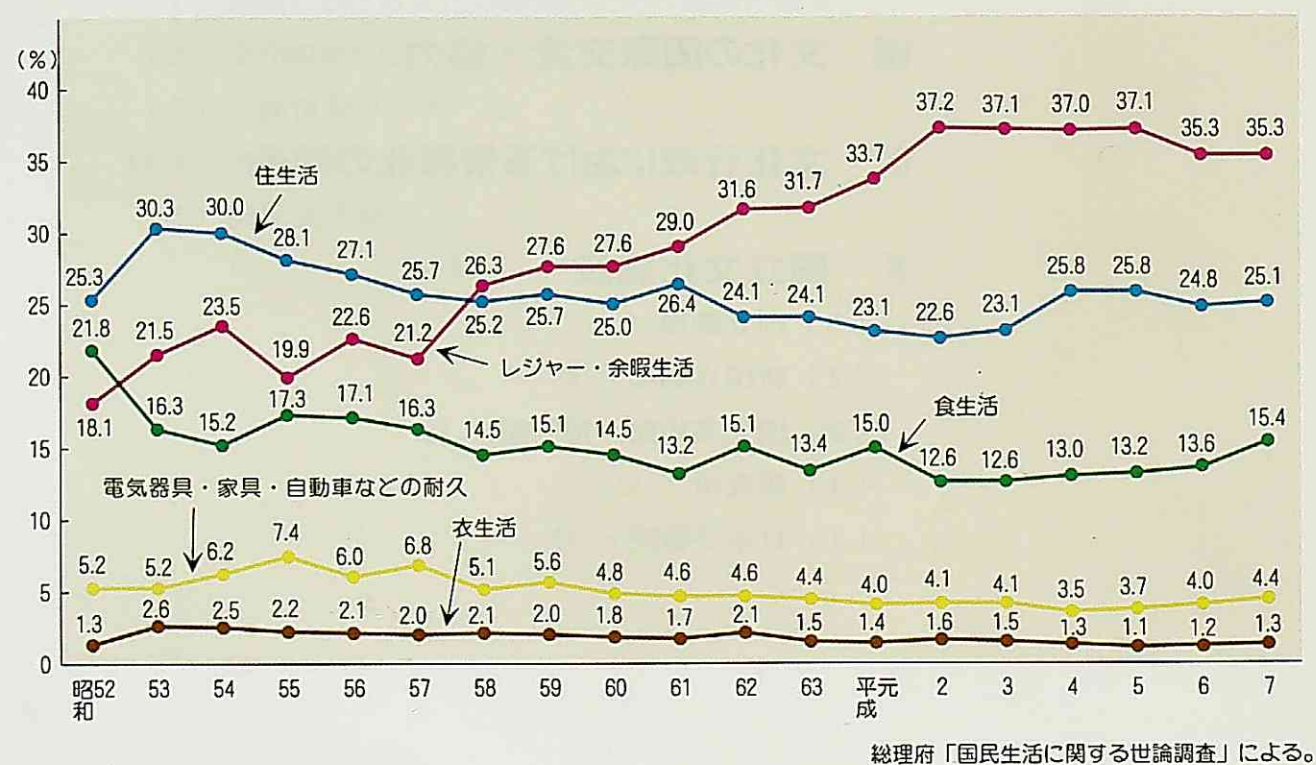
今日、社会全体で創造的な個性や美的な感性が尊重されており、すぐれた文化の所産に触れたり、文化活動に参加することによって心の豊かさを求める傾向が強くなっています(図-1)。また、週2日制の普及に

より余暇時間(自由時間)が増大しており、生活の重点をレジャーや余暇生活におく者の割合が高くなっています(図-2)。

◆ 心の豊かさを重視する者の割合(図-1)



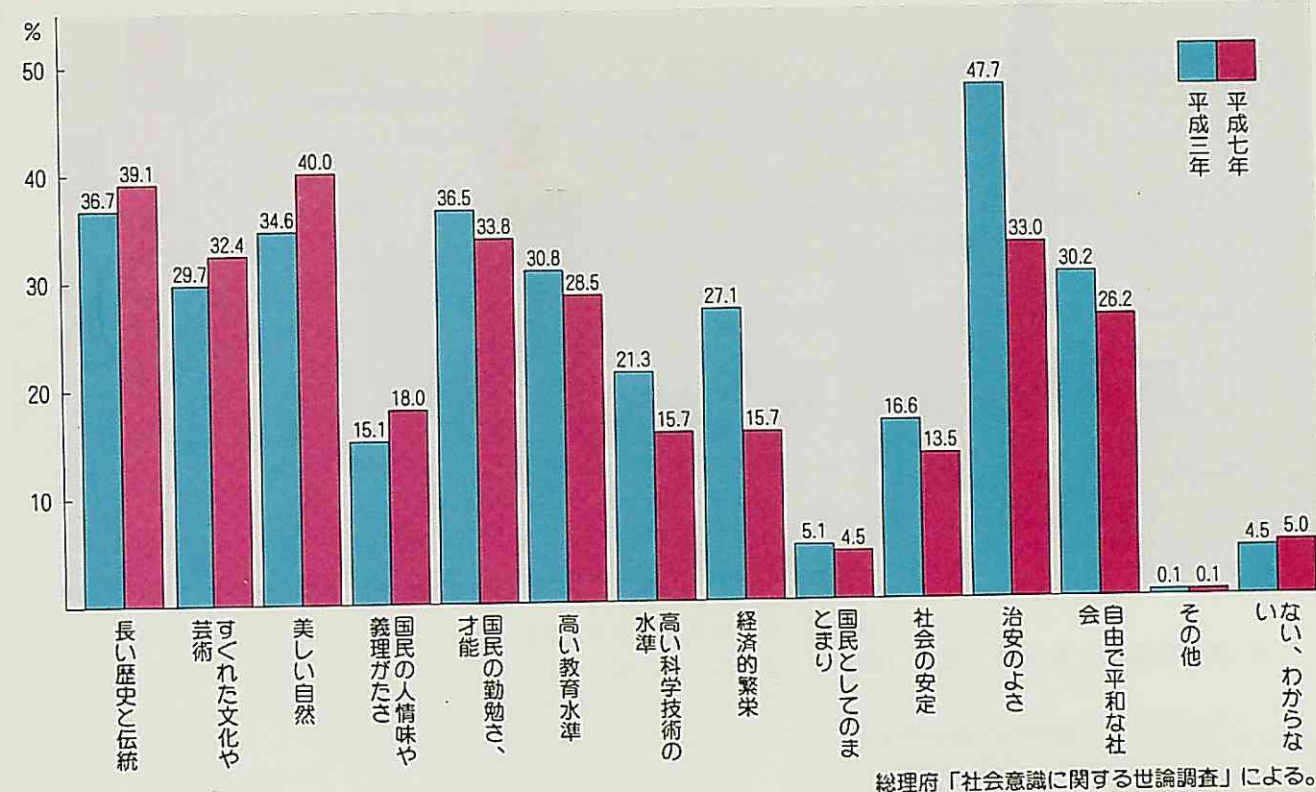
◆ 今後の生活の力点(図-2)



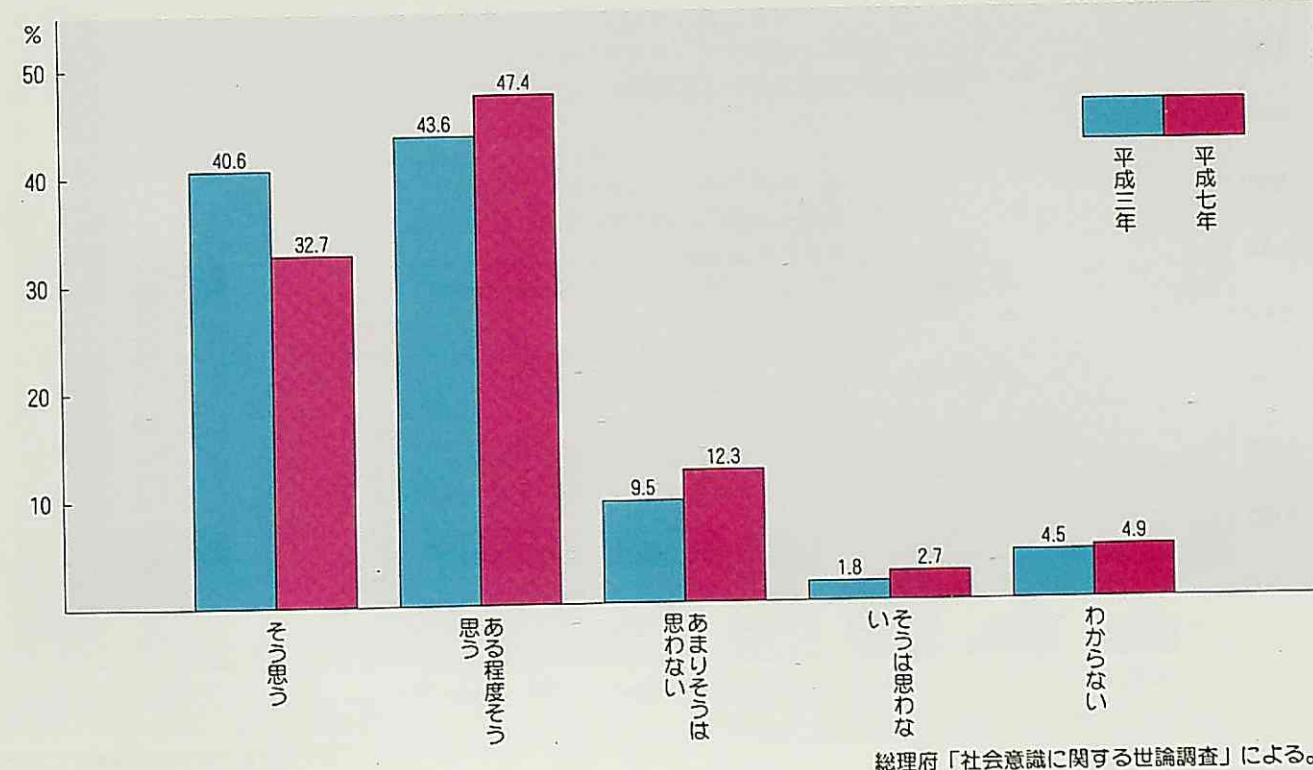
日本の文化や芸術を優れたものとして誇りに感じている者は多く(図-3、図-4)、近年の文化への関心の高まりとともに、多種多様な文化活動に多くの人々

が参加している状況が見られます(図-5)。例えば、この10年位の間に美術館・博物館等の入館者数は約3倍に増加しています(図-6)。

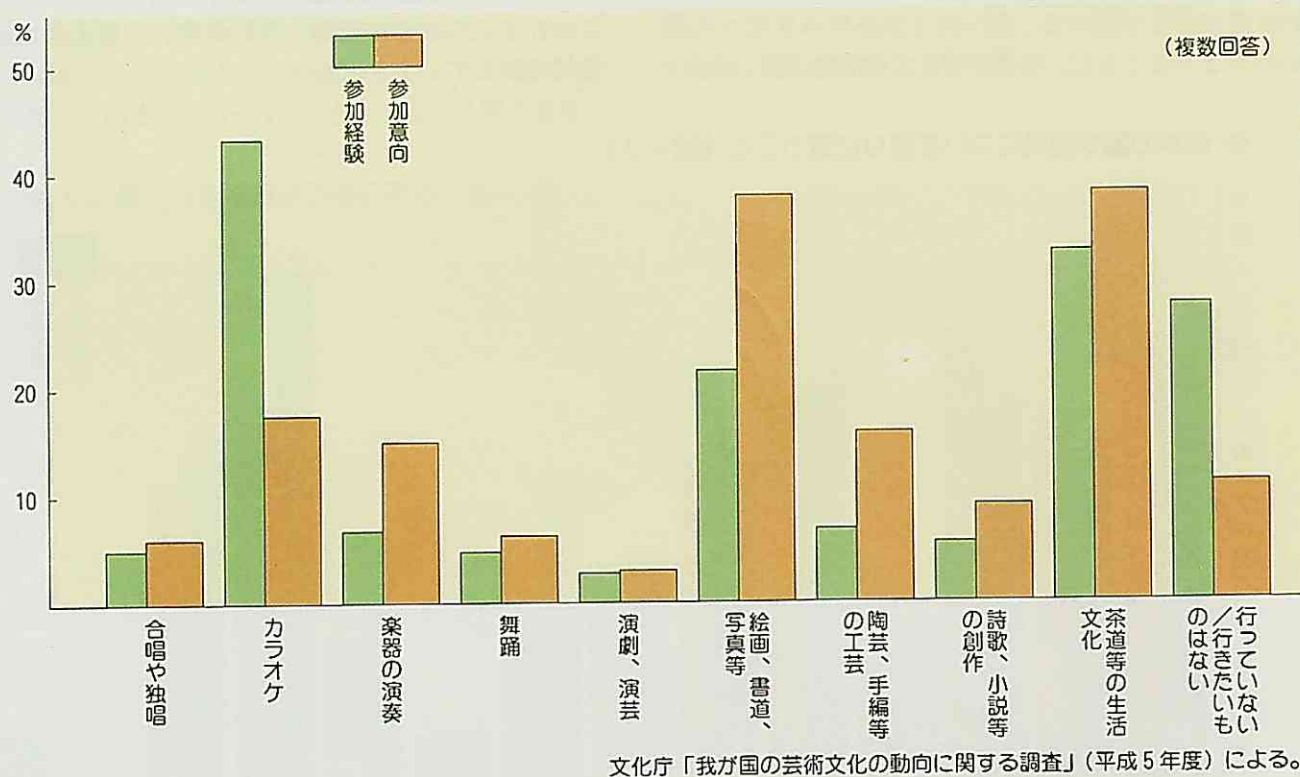
◆ 日本の国や国民について誇りに思うこと(図-3)



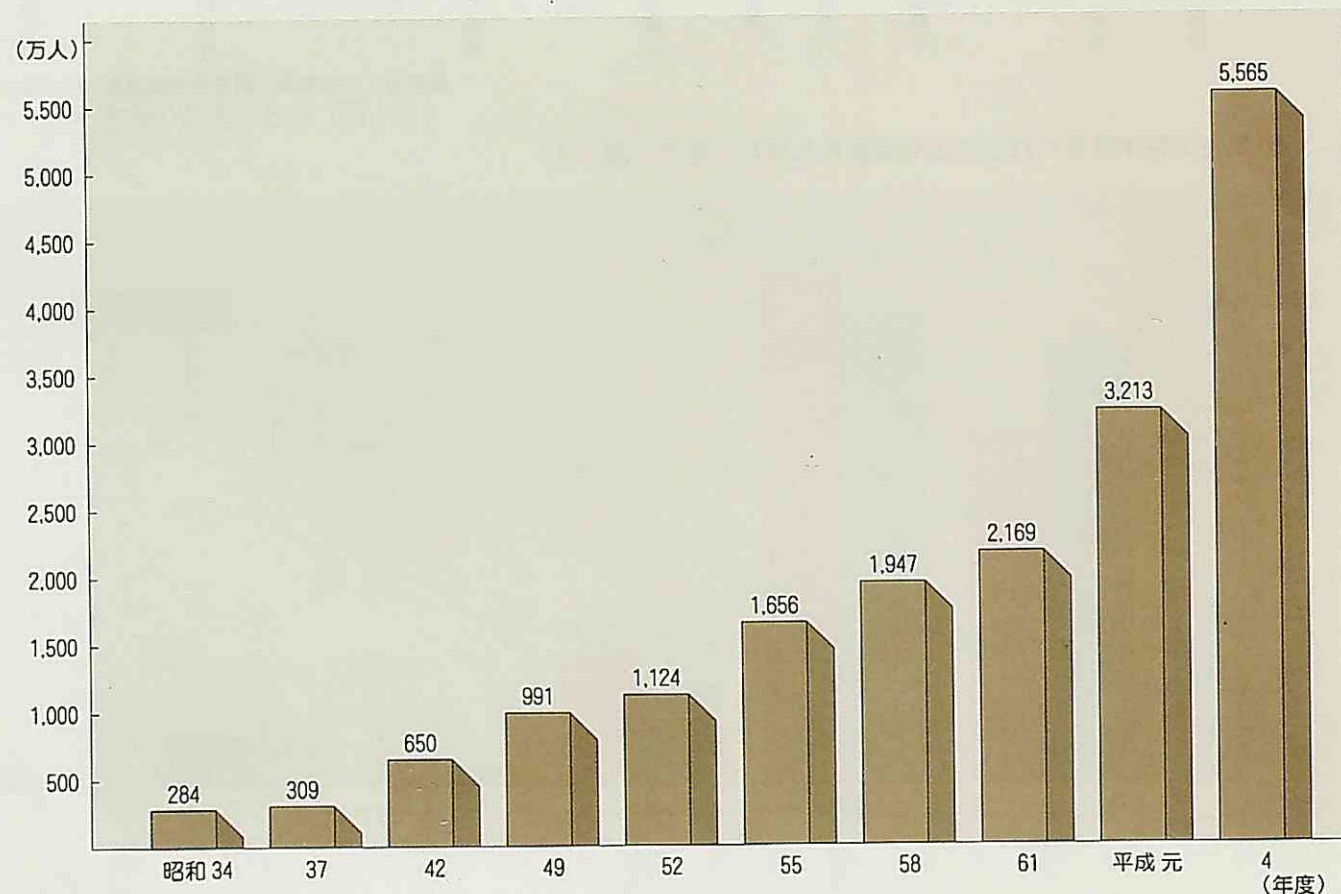
◆ 現在の日本はすぐれた文化や芸術をもっているか(図-4)



◆ 文化活動の参加体験と今後の参加意向（図-5）



◆ 美術館等の入館者数の推移（図-6）



文部省「社会教育調査」による。

（2）文化政策の推進

今日、文化の振興を図ることは、我が国にとって最重点の課題の一つであり、日本古来の伝統文化を継承しながら、優れた芸術文化の創造・発展を図る文化を重視した国づくりと文化を通じた国際貢献を行うことが求められています。

文化庁に置かれている文化政策推進会議（芸術家、

経済界、学識経験者等47名により構成）は、平成7年7月、報告「新しい文化立国をめざして－文化振興のための当面の重点施策について－」を提言しました。文化庁としては、今後この報告を踏まえ、文化振興のための諸施策を積極的に推進していくこととしています。

「新しい文化立国をめざして－文化振興のための当面の重点施策について－」 （平成7年7月 文化政策推進会議報告）の概要

文化は国民一人一人にとって、人として生きるあかしであり、生きがいであるとともに、一国にとってはそれによって立つ最も重要な存立基盤の一つである。戦後50年の節目を迎え、新しい文化立国をめざして今世紀中に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題となっている。

そこで、文化政策推進会議としては、以下に、今世紀中に解決すべき文化政策上の課題を示し、具体的な施策に関する提言を行うものである。

1. 芸術創造活動の活性化	①芸術水準の頂点を高める創造活動への支援 ②映像・音響芸術の活性化への援助 ③国際的な芸術創造活動への支援 ④幅広い芸術文化活動への助成 ⑤企業メセナ等民間支援の促進
2. 伝統文化の継承・発展	①国宝・重要文化財等の保存修理、防災施設等の充実 ②国宝・重要文化財の活用の推進 ③無形の文化財の次世代への継承と発展 ④史跡等の保存・整備の拡充及び埋蔵文化財保護体制の整備 ⑤文化財を取り巻く時代の変化に対応した文化財保護措置の拡大等
3. 地域文化・生活文化の振興	①「文化のまちづくり」の支援 ②地域住民の芸術文化活動への参加の奨励と芸術文化鑑賞機会の充実 ③文化施設や文化団体の活性化支援 ④学校における芸術教育・文化活動への支援 ⑤伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興
4. 文化を支える人材の養成・確保	①若手芸術家の養成 ②芸術文化活動を支える人材の養成・確保 ③無形の文化財の次世代への継承と発展（再掲） ④文化財の保存技術の後継者養成の充実 ⑤学校における芸術教育・文化活動への支援（再掲）
5. 文化による国際貢献と文化発信	①芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実 ②我が国が誇れる優れた日本文化の海外への発信 ③国際的な芸術フェスティバルの推進 ④文化財保護に関する国際交流・協力の推進 ⑤内外の日本語学習者への支援
6. 文化発信のための基盤整備	①国立美術館・博物館等の整備充実 ②新しい国立文化施設の整備 ③文化情報に関する総合的なシステムの構築 ④文化に関する研究機能の充実 ⑤情報化の進展に対応した著作権施策の展開

(3) 文化庁予算の充実

① 文化庁予算の内容と推移

文化庁が発足した昭和43年度の文化庁予算は総額49億6,000万円でしたが、その後文化財保護や芸術文化振興の充実、国立文化施設の整備等により昭和55年度にはその8倍の400億2,500万円に達しました。その後、国立文化施設の整備が一段落したことや厳しい国の財政状況もあって伸び悩んだものの、昭和63年度から再び増加傾向に転じています(図-7)。

平成8年度の文化庁予算は対前年度12.3%増の750億3百万円となっており、文部省一般会計予算の1.30%、国の一般会計予算の0.10%を占めています。分野別では図-9のとおりで、全体の25.2%が芸術文化の振興、72.3%が文化財保護の充実、その他が2.5%となっています(図-8、9)。

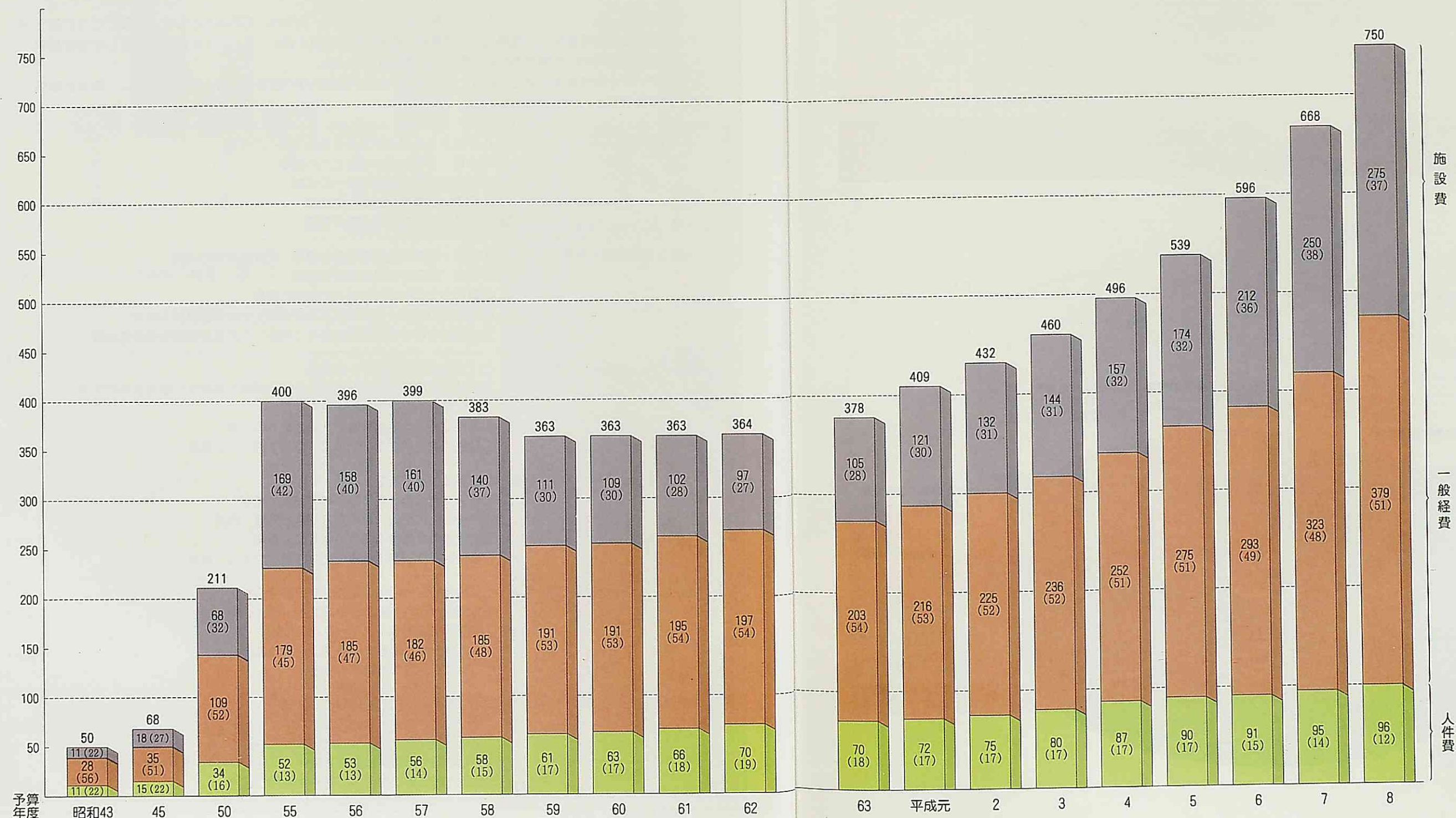
このほか、平成2年3月に創設された芸術文化振興基金約612億円の運用益により、芸術文化活動に対する幅広い助成を行っています。

人件費：文化庁、施設等機関等及び日本芸術文化振興会の人件費の合算額。

施設費：文化庁及び施設等機関等の施設費、文化財保存施設整備費及び日本芸術文化振興会出資金の合算額。

一般経費：人件費及び施設費を除いた事業費その他の経費。

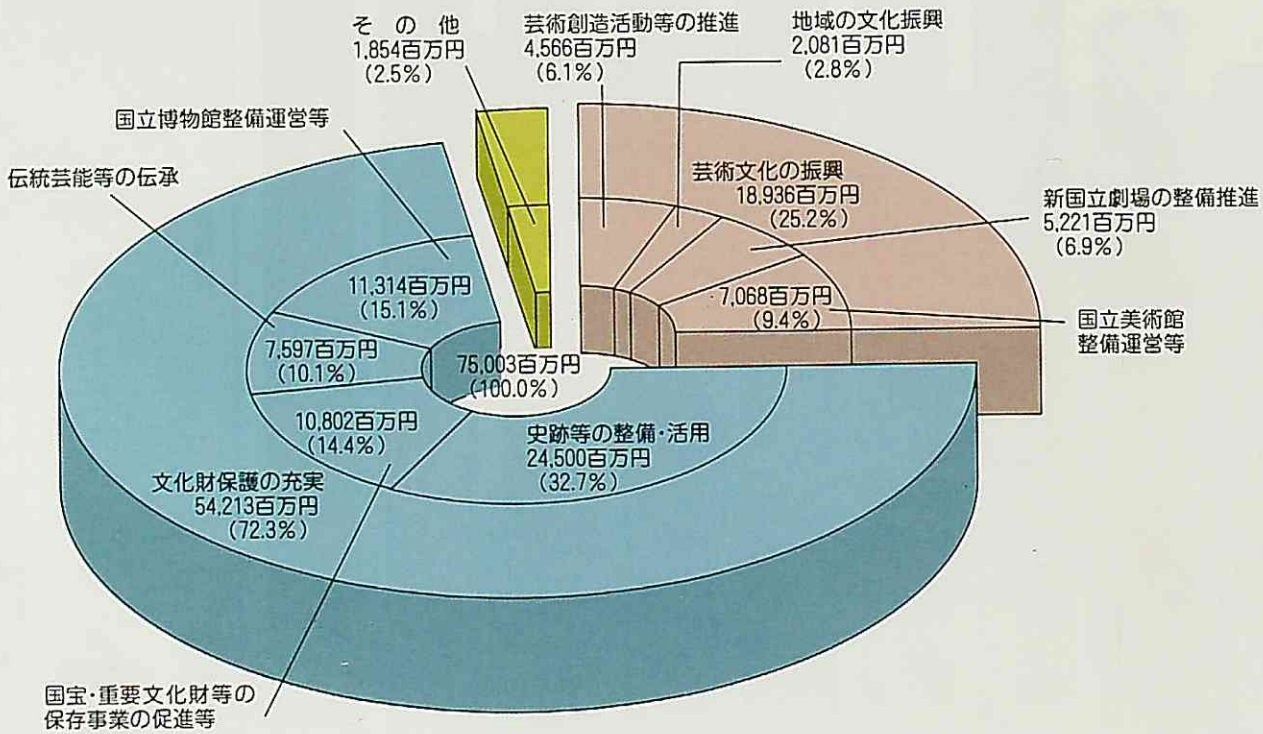
◆ 文化庁予算の推移(図-7)



◆ 総括表（図－8）

区 分	平成 8 年 度	平成 7 年 度	増 減 率
国 の 一 般 会 計	75兆1,049億2,400万円	70兆9,871億2,000万円	5.8%
国 の 一 般 歳 出	43兆1,409億 100万円	42兆1,417億4,000万円	2.4%
国 債 費	16兆3,751億9,700万円	13兆2,213億円	23.9%
地方交付税交付金	13兆6,038億2,600万円	13兆2,153億9,500万円	2.9%
産業投資特別会計へ繰入等	1兆3,000億円	2兆4,086億8,500万円	▲ 46.0%
緊急金融安定化資金	6,850億円	—	—
文 部 省 一 般 会 計（A）	5兆7,538億5,900万円	5兆6,393億 700万円	2.0%
文 化 庁 予 算（B） 〔構成比〕（B/A）	750億 300万円 1.30%	667億6,500万円 1.18%	12.3%

◆ 平成 8 年度文化庁予算〈分野別〉（図－9）

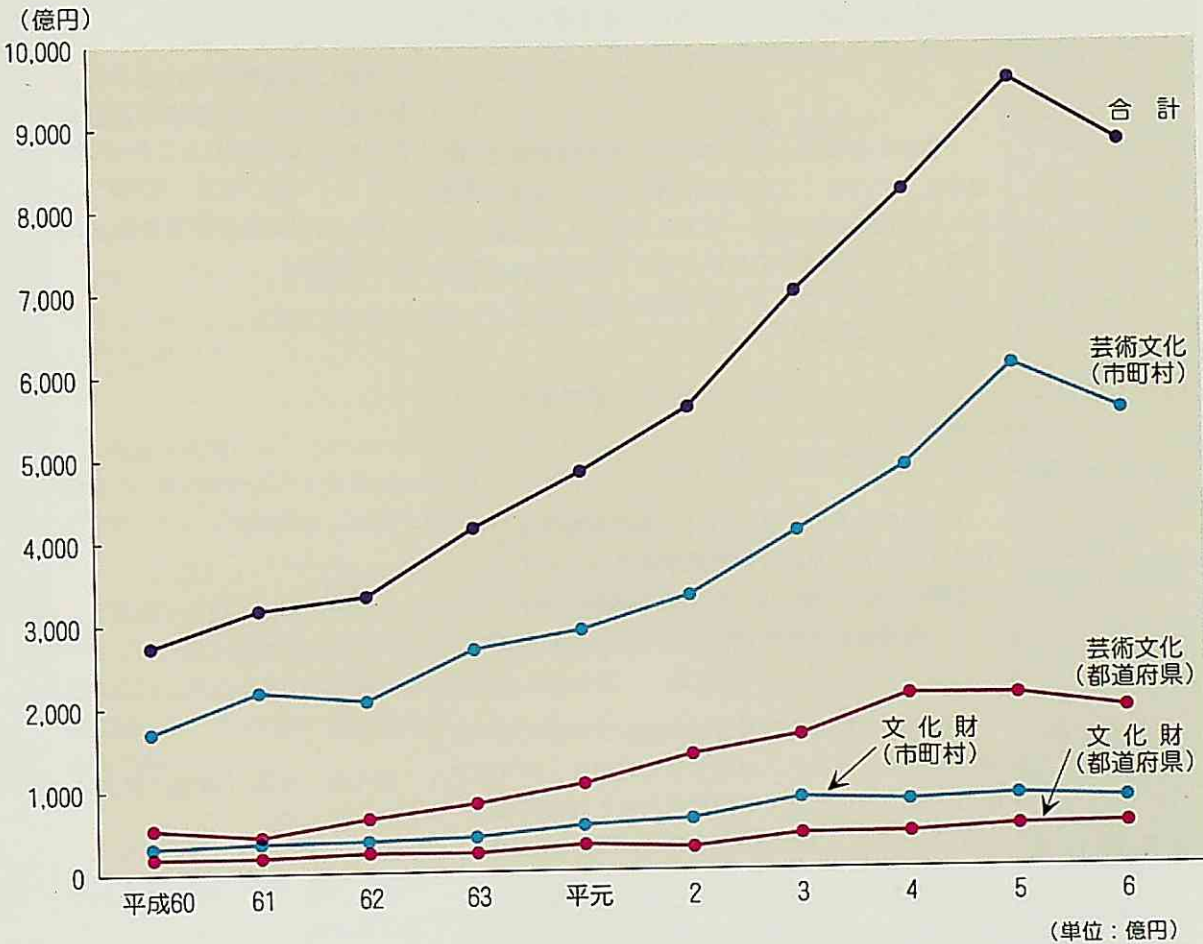


② 地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費については、芸術文化関係を中心として、大幅に増加している傾向に

あります。
この10年間で約3倍の伸びを示しています（図－10）。

◆（図－10）



		昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6
都道府県	芸術文化	531	439	648	822	1,050	1,392	1,620	2,098	2,085	1,915
	文化財	184	187	231	224	313	268	421	425	502	516
	小 計	715	626	879	1,046	1,363	1,660	2,041	2,523	2,587	2,431
市 町 村	芸術文化	1,700	2,186	2,076	2,688	2,915	3,320	4,093	4,873	6,088	5,528
	文化財	319	363	383	421	548	617	860	819	876	826
	小 計	2,019	2,550	2,459	3,109	3,463	3,937	4,953	5,692	6,964	6,354
合 計		2,734	3,176	3,338	4,155	4,826	5,597	6,994	8,215	9,551	8,785

(4) 文化に関する税制

〈芸術文化の振興と文化財の保護に共通する制度〉

事 項	内 容	適 用 年
特定公益増進法人	「芸術の公演・展示を自ら企画し、または実施することを目的とする公益法人」及び「自ら文化財の保存と活用の事業を行うことを目的とする公益法人」が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる（大蔵協議が必要）。	昭和51年4月～
	「芸術の普及向上のための助成金の支給を行う公益法人」または「文化財の保護のために助成金の支給または国際的な交流・協力を行うことを目的とする法人」が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となる（大蔵協議が必要）。	平成元年4月～
	「日本芸術文化振興会」が特定公益増進法人として認められている。	
相続税の非課税	「芸術の普及向上または文化財の保護を主たる目的とする法人で文部大臣の認定を受けたもの」に対する相続財産等の寄付については相続性は課されない 「日本芸術文化振興会に対する寄付」も同様。	昭和52年4月～
指 定 寄 付 金	「重要文化財の修理及び防災施設の設置の費用に充てるために公益法人が募集する寄付金」が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄付金となり得る。	昭和40年4月～
	「一定の公演・展示及び稽古場の建設費用に充てるために公益法人が募集する寄付金」が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄付金となり得る。	平成元年4月～
認定特定公益信託	「芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）」または「文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る）」を行うことを目的とする公益信託が文部大臣の証明及び認定を受けて特定公益信託となる（大蔵協議が必要）。	昭和62年10月～
	「日本芸術文化振興会」が特定公益増進法人として認められている。	昭和63年10月～
所得税の非課税	「一定の芸術に関する顕著な貢献を表彰する資金」について、受賞者の所得税が非課税となる。	平成2年4月～

〈文化財の保護に関する制度〉

事 項	内 容	適 用 年
譲渡所得の非課税等	「個人が、重要文化財として指定された動産または建物を国・地方公共団体に譲渡した場合」、譲渡所得に所得税が課されない。	平成4年4月～ 平成9年12月
	「個人が、未指定有形文化財のうち、重要文化財と同等の価値があるものと認められるもの及び重要有形民俗文化財を平成9年12月31日までに国に譲渡した場合」、譲渡所得の1/2が控除される。	
譲渡所得の特別控除等	「重要文化財として指定された土地及び史跡名勝天然記念物」に2,000万円の特別控除または損金算入が認められる。	昭和45年4月～
相続税の軽減	「重要文化財として指定された民家及びその敷地のうち、所有者の居住の用に供されているもの」の相続税について相続財産評価額を軽減している。	昭和60年4月～
地価税の非課税等	「重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝もしくは天然記念物等または地方公共団体が指定した文化財に係る一定の土地等または伝統的建造物群保存地区内の区域内の一定の土地等」については地価税が課されない。	平成4年1月～
	「非課税とされる文化財に準ずるもののうち保存及び活用を図るべき一定の文化財に係る土地等」については、課税価格に算入する金額が減額される。	
固定資産税の非課税	「重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定され、もしくは重要美術品として認定された家屋またはその敷地」については、固定資産税が課されない。	昭和25年4月～
	「重要伝統的建造物保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く。）で、文部大臣が告示するもの」については、固定資産税が課されない。	平成元年4月～

(1) 芸術創造活動の支援のための施策の概要

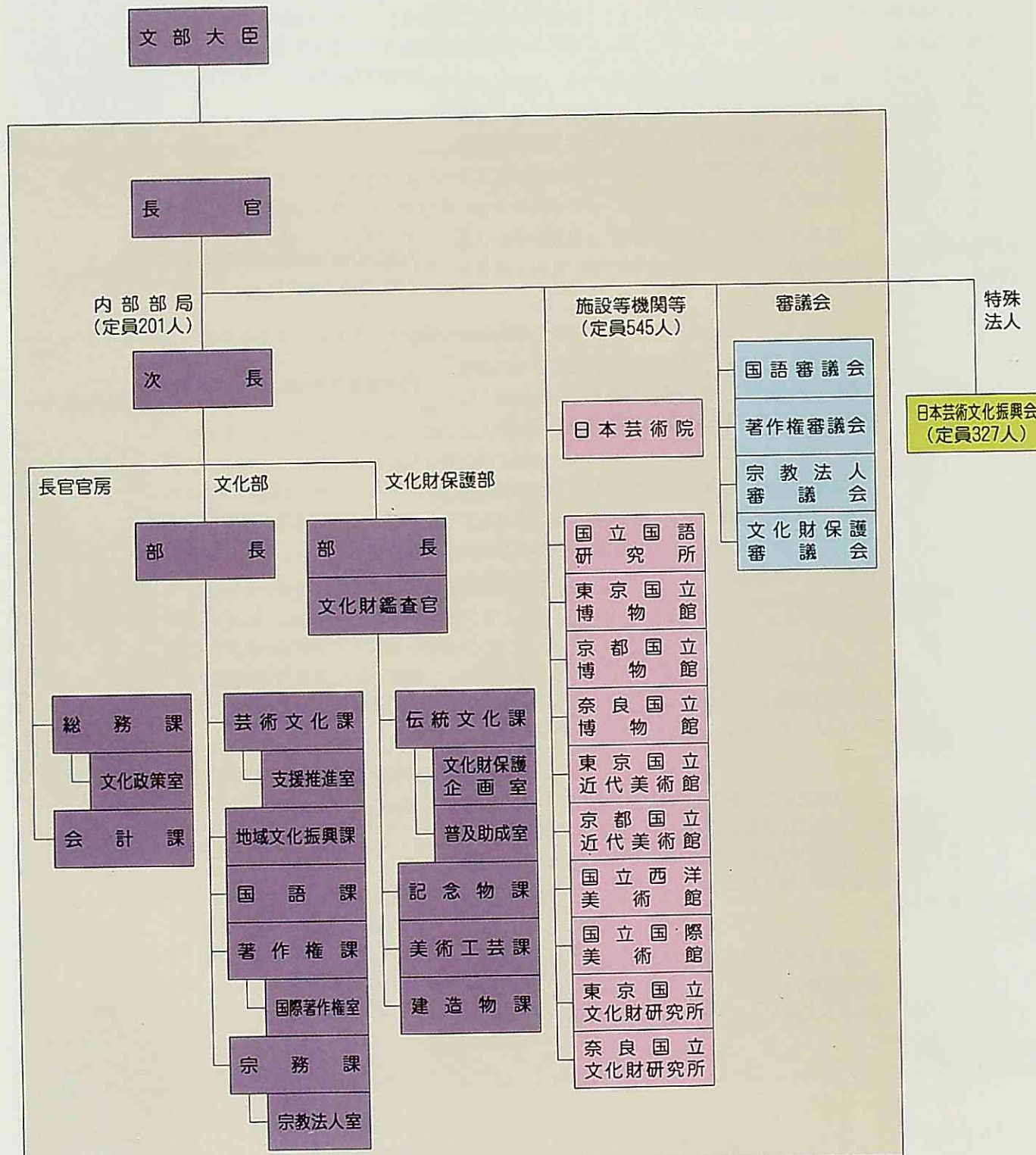
芸術創造活動は、もとより、芸術家・芸術団体の自由な創意により行われるものですが、質の高い芸術活動を継続的に展開し、芸術水準の向上を図るためには、芸術創造活動への支援、芸術家の育成などの条件の整備が不可欠です。このため、文化庁では次のとおり芸術創造活動の振興のための施策を実施しています。

施 策	概 要	8年度予算額
● 芸術活動の支援 アーツプラン21 ① 芸術創造活性化事業 a. 芸術創造特別支援事業	我が国の芸術水準の頂点を高める上で直接的な牽引力となることが期待される芸術団体の年間の公演活動に対する総合的支援を行う。	(百万円) 3,206 1,017
b. 国際芸術交流推進事業	海外フェスティバル等への参加や二国間舞台芸術交流など国際芸術交流を推進。	874
c. 芸術創造基盤整備事業	各芸術分野の統括団体が行う人材養成・研修、調査研究事業など、芸術文化のソフト整備を支援。	314
② 舞台芸術振興事業	日本芸術文化振興会（芸術文化振興基金）に対する補助金により、創作性の高い公演を支援。	1,001
● 芸術家の育成 ① 芸術家在外研修	音楽、舞踊、演劇、美術、舞台美術等の各分野の若手芸術家を海外に派遣し、専門分野における実践的な研修の機会を提供。	531 (478)
② 海外芸術家招へい研修	海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。	
③ 芸術インターンシップ	各分野の若手芸術家に国内専門研修施設等における研修の機会を提供。	
● 芸術祭	広く一般に優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術家に意欲的な公演発表の機会を与えて芸術の創造と発展を図るための芸術の祭典。	199 (311)
○ アジア・アート・フェスティバル	アジア近隣諸国から現代舞台芸術等を招へいし、我が国の芸術家・芸術団体と共演を行う。	
● 芸術家の顕彰 ● 美術・映画の振興 ① 優秀美術作品の買上	新人作家の美術作品を買い上げ、創作意欲を高めるとともに各地を巡回展示し、現代美術の動向を広く一般に紹介。	11 (11)
② 優秀映画上映支援事業	大手映画会社の系列配給網に乗りにくい独立プロ製作による未公開の優秀映画について、その公開上映に必要な経費の一部を援助。（対象：3作品）	19 (19)
③ 優秀映画作品賞	優れた日本映画及びテレビ用アニメーション映画を顕彰。（長編映画10作品、短編映画・子供向けアニメ映画併せて5作品。）	20 (20)
④ 東京国立近代美術館フィルムセンターの充実 a. 特別企画上映	フィルムセンターの常設上映事業として、古典的な作品を公開するなど、特別企画上映を実施。（年間120回上映）	741 (735)
b. 映画製作専門家養成調査研究	フィルムセンターにおいて、映画製作専門家を養成するための講座の開設に伴う問題点等について調査研究を行う。	
c. 優秀映画鑑賞機会の全国ネットワークの構築	映画史に残る作品や優秀作品を選んで、公立文化施設等で上映を行う。（100会場）	
d. 近作日本映画の字幕作成事業	優れた近作日本映画を世界各地の国際映画祭に現地の字幕を付けて出品し、日本映画の紹介を行う。（4作品）	

(5) 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年に文部省文化局と文化財保護委員会を合わせて設置されました。文化庁は次のような組織をもって文化の振興及び文化財の保存・活用に当たっています。（図-11）

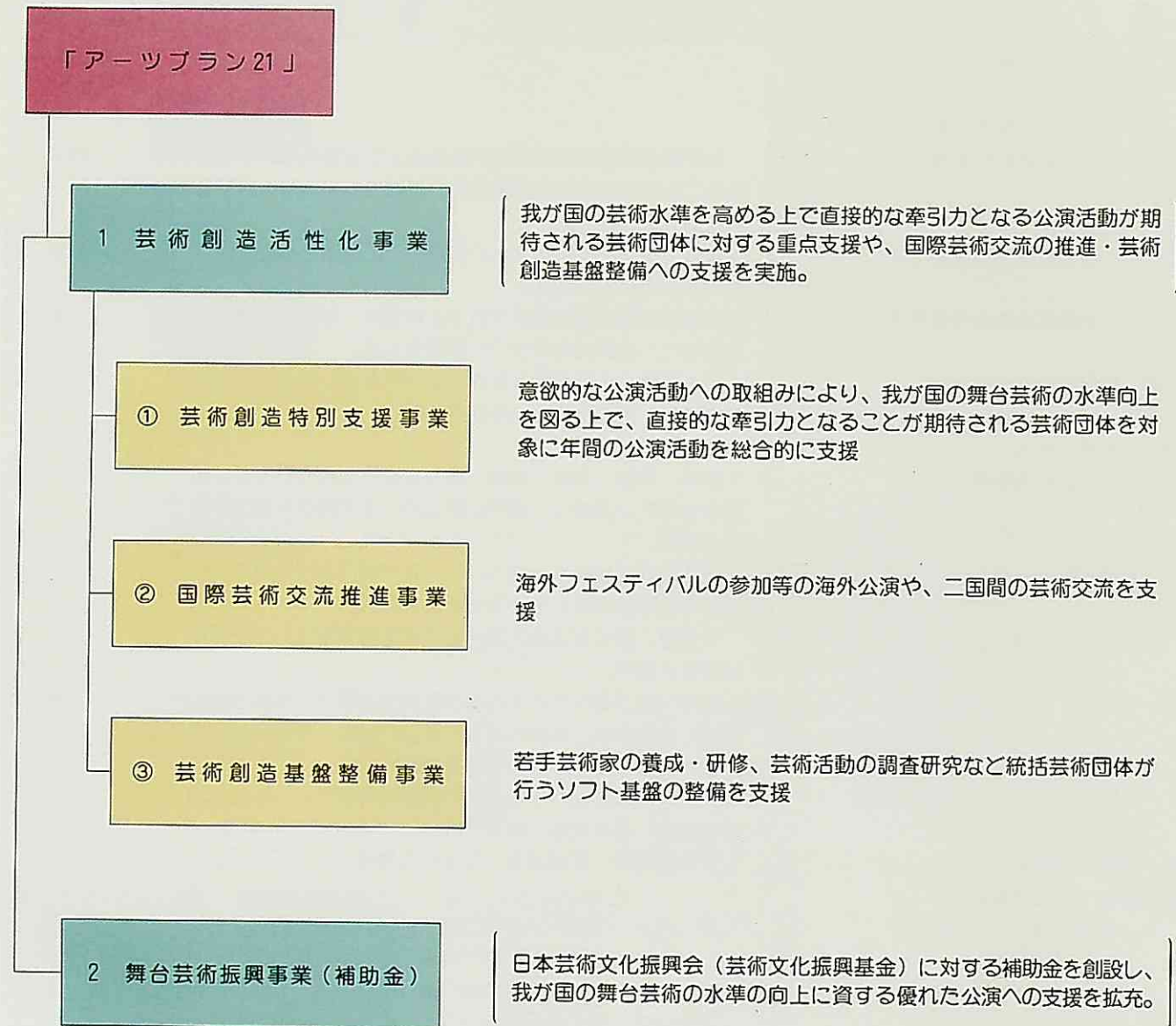
◆ 文化庁の組織（図-11）



平成8年度末定員746人

(2) 「アーツプラン21」

従来から実施してきた芸術創造活動への支援事業を平成8年度に「アーツプラン21」と再編し、抜本的な拡充を図りました。



「アーツプラン21」シンボルマーク



Arts Plan 21

21世紀に向けて、文化を重視した国づくりを進め、文化による国際貢献を果たしていくため、芸術創造の炎が太陽のように限りなく燃え広がるイメージで構成したシンボルマークです。

(3) 芸術家等の養成、顕彰

① 芸術家等の養成

文化庁では、各分野の若手芸術家に、その専門分野における実践的な研修の機会を与えるため、下記のよう研修を実施しています。

制 度	内 容	研修員数（８年度予定）	
芸 術 家 在 外 研 修	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、アートマネジメント分野の新進芸術家を海外に派遣し、その専門分野における 実際の研修の機会を提供。 １年派遣、２年派遣、３年派遣、特別研修（３か月）の４種があり、昭和42年度から平成６年度末までに858名を派遣。 （平成８年度より研修成果の発表機会も提供）	１年派遣	48名
		２年派遣	８名
		３年派遣	２名
		特別派遣	20名
		研修成果の発表	４公演
芸術インターンシップ	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、アートマネジメント分野の新進芸術家に日本国内の専門研修施設での研修ほか、 研修生の創意工夫を活かした研修の機会を提供。（平成３年度～）		64名
		研修期間	10か月
海外芸術家招へい研修	我が国において研修を希望する海外の有望若手芸術家を積極的に招へいし、我が国における実技を中心とした高度な研修や、我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。（平成２年度～）	アジア地域	15名
		欧 米 地 域	７名
		研修期間	３か月
			６か月
			１ 年



小林紀子バレエ・シアター公演「シンデレラ」より

② 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名 称	内 容	発 足 年 度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し、文部大臣が文化功労者選考審査会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受賞者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者制度は、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	優れた芸術家を優遇顕彰するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称に変更された。 現在、院長1名と美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の各分野からの会員120名により構成。 また、会員以外の顕著な業績のあるものに「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
文化関係功労者顕彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、文部大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送大衆芸能、評論等の10分野において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部大臣賞及び芸術選奨新人賞を授与。	昭和25年度
芸術作品賞	媒体芸術の分野における芸術活動の水準向上とその発展に資することを目的に、ラジオ、テレビ、レコードの各部門におけるその年の優れた作品に、文部大臣が芸術作品賞を授与。	昭和60年度
優秀映画作品賞	日本映画及び子ども向けテレビ用映画の質的向上と発展を図るため、優れた作品に文化庁長官が優秀映画作品賞を授与。	平成2年度
創作奨励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に文化庁長官が創作奨励賞を授与。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀作品を買い上げ、文化庁主催地方巡回展で公開するほか、国立美術館において収集・展示。	昭和34年度

(4) 芸術祭

芸術祭は、広く一般に演劇、音楽、舞踊等の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術家に意欲的な公演機会を提供して芸術の創造・発展を図

ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されており、平成7年度に第50回を迎えました。

● 平成7年度実施内容

○主催公演	「第50回記念芸術祭祝典－古典芸能への招待」 創作委嘱公演「オペラ：モモ」、「バレエ：Z E A M I」、「現代邦楽：和楽器の可能性」など計20種の公演を実施			
○参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門計119公演参加 ※授賞内訳			
	大賞	優秀賞	新人賞	
演劇	1	3	1	
音楽	1	4	1	
舞踊	0	4	1	
演芸	1	4	1	
計	3	15	4	
○協賛公演	演劇－5、音楽－16、舞踊－3、演芸－5 計29公演			

平成8年度以降は、放送部門が加わるとともに大阪でも参加公演を実施するほか、アジア地域から現代舞

台芸術団体等を招へいして「アジア・アート・フェスティバル」を開催します。



芸術祭第50回記念公演（平成7年10月）オペラ「モモ」

(5) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、芸術・文化の振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年3月に創設され、政府出資金500億円と民間

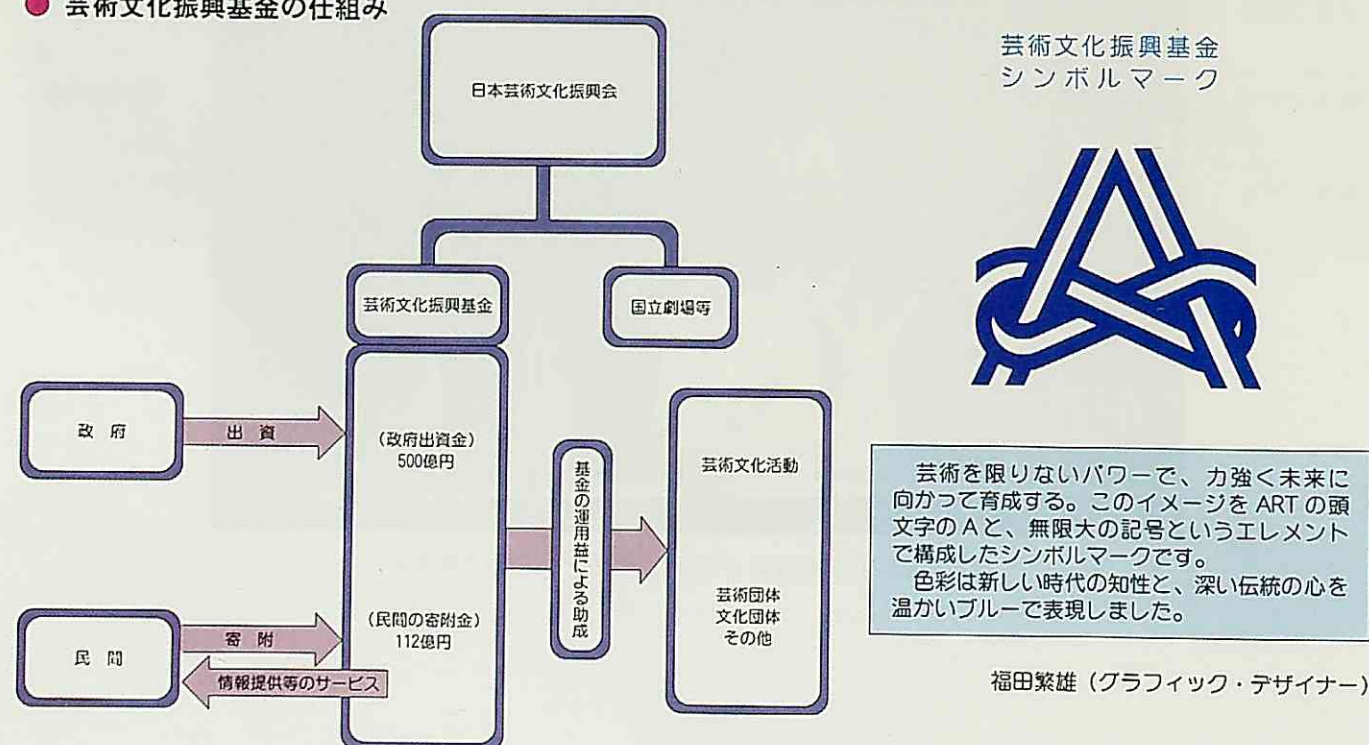
からの寄付金約112億円の計約612億円を原資として、その運用益をもって次のような多種多様な芸術文化団体等の活動を助成しています。

● 平成8年度助成対象分野別採択状況

(平成8年5月現在)

助 成 対 象 分 野		応 募 件 数	採 択 件 数	助 成 金 交 付 額
舞台芸術等の活動	現代舞台芸術創造普及活動	488件	203件	7億6,840万円
	〔音楽〕	153件	56件	3億8,960万円
	〔舞踊〕	74件	35件	5,960万円
	〔演劇〕	261件	112件	3億1,920万円
	伝統芸能の公開活動	67件	35件	1億1,110万円
	美術の創造普及活動	80件	34件	5,300万円
	先駆的・実験的芸術創造活動	252件	101件	1億2,100万円
	芸術の国際共同・交流活動	55件	24件	1億1,350万円
小 計		942件	400件	11億6,700万円
映画の製作活動	長編映画(第1回募集分)	11件	3件	7,500万円
	短編映画(第1回募集分)	9件	2件	1,000万円
	子ども向けテレビ用アニメーション映画(第1回募集分)	3件	0件	0万円
	小 計	23件	5件	8,500万円
地域文化関係の活動	地域文化施設公演・展示活動	235件	169件	2億2,440万円
	アマチュア等の文化団体活動	258件	181件	1億6,870万円
	小 計	493件	350件	3億9,310万円
文化財関係の活動	歴史的集落・町並み保存活用活動	10件	9件	2,190万円
	民俗文化財の保存活用活動	25件	23件	1,520万円
	伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動	13件	13件	4,530万円
	小 計	48件	45件	8,240万円
合 計		1,506件	800件	17億2,750万円

● 芸術文化振興基金の仕組み



(6) 民間による芸術文化活動への支援

① 企業等による文化活動への支援(メセナ活動)

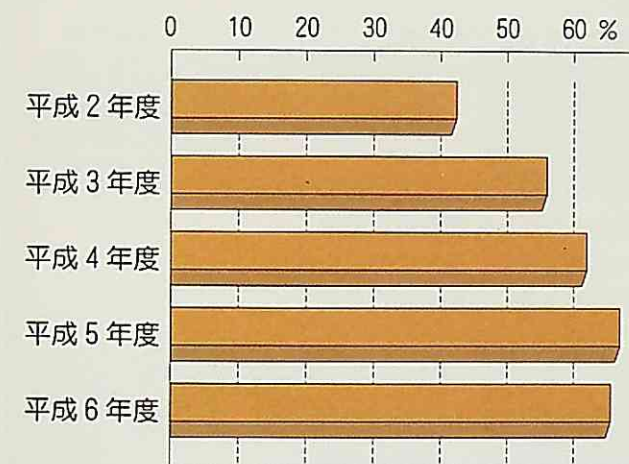
近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施したり、芸

術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

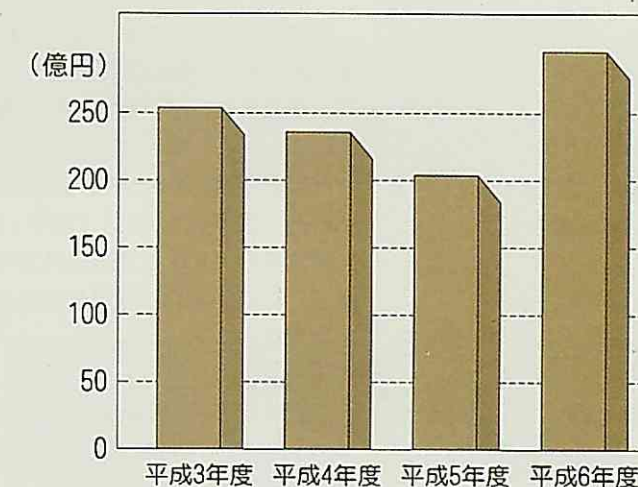
メセナ活動の形態

- ① 芸術文化関係の財団の設立や公益信託の設定に対する出資
- ② 芸術文化団体の活動に対する寄附、宣伝広告の一環としての協賛・協力
- ③ 美術館や劇場、ホールなど文化施設の整備
- ④ 音楽会や展覧会等の芸術文化イベントの開催
- ⑤ 芸術文化活動の場としての自社施設や自社機器材の提供
- ⑥ 社員の社会貢献活動への参加の支援

◆ 企業メセナの実施状況(図-12)



◆ 資金援助総額(図-13)



(出)企業メセナ協議会「メセナ白書1995」による。

② メセナ活動の活性化

企業のメセナ活動を支援するため、平成2年4月に文部省所管法人として社団法人企業メセナ協議会が設立されました。

企業メセナ協議会は特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化団体の活動に対する寄付金に税制上の優遇措置が適用されることになっています。

③ 助成型財団による支援

民間企業が基本財産を出資し、さまざまな芸術文化活動に対し助成を行う財団(助成型財団)が近年増えています。文化庁では、これら相互の連携と国や関係機関との協力により助成事業の一層の充実を図るため、昭和63年に芸術文化助成財団協議会を設立した。平成8年5月現在、22法人が加盟しています。

III 地域における文化の振興

近年、心の豊かさを求める国民の意識が高まるなかで人生にゆしみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっています。こうした気運を背景として、文化庁では、優れた芸術文化に身近に接することができ、地域に根づいた芸術文化活動が活

発に行われるようにするため、平成6年7月、地域文化振興課を新設し、地域における個性豊かな芸術文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成など地域における芸術文化の創造、蓄積や発信を促進しています。

(1) 地域における文化の振興のための施策の概要

施 策	内 容	平成8年度予算額
① 文化のまちづくり事業	地域の文化遺産などを活かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化活動を活発にし、優れた芸術文化を身近に鑑賞できるようにすることを通じたまちづくりを文化庁と地域が共同して実施する。	6億4,663万円
② 芸術情報プラザ	公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供できるよう、公立文化会館に対し、芸術家・芸術団体に関する各種の情報を提供する。	6,291万円
③ 国民文化祭	国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一堂に集め、相互に競演、交流、発表する場として都道府県等との共催で開催する。	2億1,166万円
④ 全国高等学校総合文化祭	高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、全国高等学校文化連盟、都道府県等との共催により実施する。	2,964万円
⑤ 「国際音楽の日」記念事業	「音楽文化振興のための学習環境の整備等に関する法律」で定められた「国際音楽の日」(10月1日)の趣旨の普及を図る為、音楽関連事業を文化庁と地方公共団体等が共催で実施し、国民の間に音楽についての関心と理解を深めると共に音楽を通じた国際相互理解を促進する。	4,034万円
⑥ 国民文化国際交流事業	国民文化祭と全国高等学校総合文化祭の事業を中心として、海外の青少年及びアマチュア文化活動の指導者等の招へい、派遣及び研修事業を実施。	1億821万円
⑦ 芸術鑑賞教室等	優れた舞台芸術を各地域に派遣して、広く国民に鑑賞する機会を提供するため、次の4種類の事業を実施している。 ① 10～13歳を対象とする「こども芸術劇場」 ② 14～19歳を対象とする「青少年芸術劇場」 ③ 中学校の学校現場に優れた舞台芸術を派遣する「中学校芸術鑑賞教室」 ④ 広く国民一般を対象とする「移動芸術祭」	8億8,623万円
⑧ 芸術文化指導者派遣	地域におけるアマチュア文化活動の振興を図るため、音楽、演劇、舞踊、美術等の指導者を地域の要請に基いて派遣する。	338万円

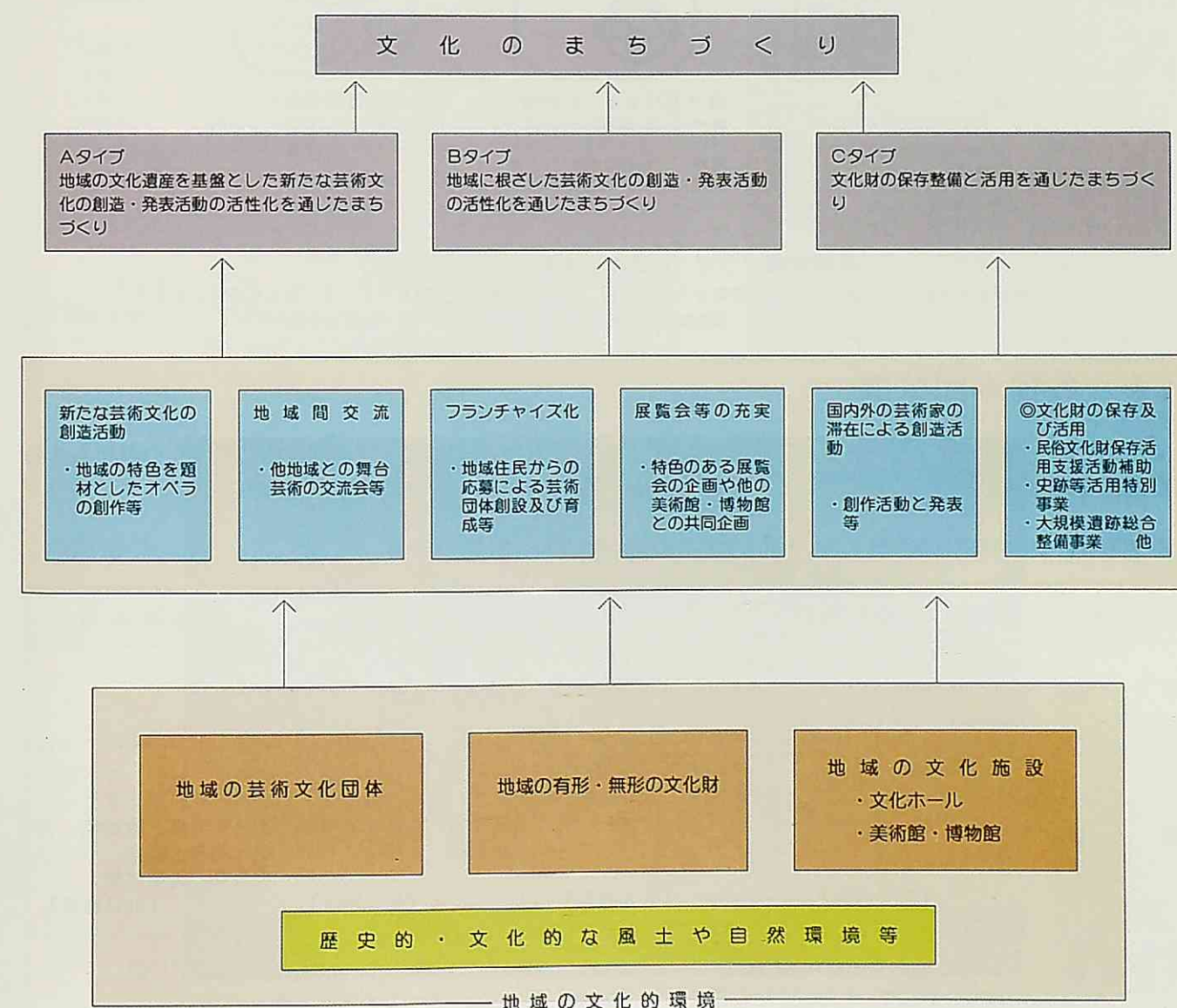
(2) 文化のまちづくり

この事業は、地域の文化遺産などを活かしながら、身近に優れた芸術文化を鑑賞できるようにすることを通して「まちづくり」を行うものです。

文化のまちづくりでは、次のような事業を支援します。

- ① 新たな芸術文化の創造活動
- ② 地域の文化施設を活動拠点とする優れた芸術団体の育成
- ③ 芸術文化の地域間交流
- ④ 国内外の芸術家の滞在による創造活動
- ⑤ 地域の美術館等における企画展、公募展等の充実
- ⑥ その他継続的で、特色のある芸術文化活動

● 文化のまちづくり概念図



(3) 芸術情報プラザ

芸術情報プラザは、芸術家・芸術団体の公演情報資料の作成など情報提供事業の実施、アートフェア（舞台芸術見本市）の開催のほか、各地域の公立文化会館

が企画する自主的な舞台芸術公演に関する的確なアドバイスを打てるアドバイザーを設置するなど地域における芸術文化活動の支援を行っています。

芸術情報プラザの主な活動



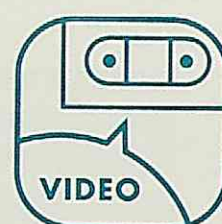
●プラザネットの運営
パソコン通信ネットワーク「芸術情報プラザネット」を運営し、円滑な情報交換を行います。



●情報誌の発行
公立文化施設に関する様々な情報、芸術家・芸術団体のホットな情報等を掲載した情報誌を発行します。



●資料コーナー
芸術家・芸術団体のチラシ、パンフレットなどの資料を展示します。



●ビデオによる公演情報
芸術家・芸術団体による具体的な公演内容のビデオを観覧できます。ビデオ制作も行います。



●アートフェア（舞台芸術見本市）
文化施設と芸術家・芸術団体の皆様が直接情報交換を行うことができるアートフェア（舞台芸術見本市）を開催します。



●アドバイザーの設置
専門的な知識を持つアドバイザースタッフをプラザ内に置き、ご相談に応じて、適切なアドバイスをいたします。



●公演企画の支援
公演企画がよりスムーズに行えるよう仲介や支援をします。

芸術情報プラザ（社団法人 全国公立文化施設協会）

J R上野駅から徒歩5分、営団地下鉄稲荷町から徒歩2分 東京都台東区東上野5-2-2 日本生命東ビル6F
TEL 03-3845-7591 開設時間 AM10:00~PM4:00（土・日・祝日は休業）

(4) 各種巡回公演

文化庁では、巡回公演を行い、地域に質の高い舞台芸術鑑賞の機会を提供することにより舞台芸術の普及

と向上を図り、各地域における芸術文化の調和ある発展を進めています。

●巡回事業（中学校芸術鑑賞教室：こども・青少年芸術劇場：移動芸術祭）の概要

区分	中学校芸術鑑賞教室	こども芸術劇場	青少年芸術劇場	移動芸術祭
対象	中学校の生徒及び父母	10歳~13歳 ※小学生（高学年） 中学1~2年生	14歳~19歳 ※中学2年生以上	一般
種目	オーケストラ、合唱、演劇、ミュージカル、邦楽・邦舞、文楽 【計6種目】	オーケストラ、音楽劇、合唱、バレエ、児童劇 【計5種目】	オーケストラ、オペラ、バレエ、新劇、歌舞伎、能・狂言、文楽、大衆芸能、邦楽・邦舞 【計9種目】	オーケストラ、オペラ、新劇、バレエ、ミュージカル、文楽、歌舞伎、邦楽・邦舞、能楽、モダンダンス、大衆芸能 【計11種目】
平成7年度公演実績	47回	41回	25回	111回

(5) 国民文化祭

国民文化祭は、全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典です。

国民文化祭の事業には、文化庁、開催都道府県、開催市町村及び文化団体等の共催による主催事業と、国民文化祭の趣旨に賛同した地方公共団体等が実施する共催事業があります。

●第10回国民文化祭の概要（平成7年10月27日~11月5日・栃木県）

●開催実績及び開催予定県

1 主催事業	
○総合フェスティバル	・オープニングパレード ・開会式・オープニングフェスティバル ・閉会式・グランドフィナーレ
○シンポジウム	・道と文化 ・リゾートライフと文化活動 ・古代の地方文化
○分野別フェスティバル	
[音楽]	・吹奏楽の祭典 ・国際ジャズフェスティバル
[演劇]	・演劇・人形劇祭
[伝統芸能]	・邦楽の祭典
[伝統文化]	・とちぎ能楽祭
[洋舞]	・とちぎ茶華道祭
[文芸]	・バレエ・モダンダンス祭
[映像]	・文芸祭
[美術]	・全国映画の祭典
[生活文化]	・美術展
[文化一般]	・生活文化総合フェスティバル ・国際おもちゃフェスティバル ・工業デザインフェスティバル
など27事業 (参加者 1,164団体 18,629人 応募数 63,843点 観客数 598,069人)	
2 協賛事業	
22都府県において、コンサート、美術展など291の事業が第10回国民文化祭協賛事業として実施された	

回(年度)	開催地	開催期間
第1回(昭61)	東京都	61.11.22~12.1
第2回(昭62)	熊本県	62.10.2~10.11
第3回(昭63)	兵庫県	63.10.22~11.3
第4回(平元)	埼玉県	元.11.2~11.12
第5回(平2)	愛媛県	2.10.19~10.28
第6回(平3)	千葉県	3.11.16~11.25
第7回(平4)	石川県	4.10.24~11.3
第8回(平5)	岩手県	5.10.8~10.17
第9回(平6)	三重県	6.10.22~10.30
第10回(平7)	栃木県	7.10.27~11.5
第11回(平8)	富山県	8.9.28~10.7
第12回(平9)	香川県	9.10.25~11.3
第13回(平10)	大分県	10.10.21~10.29
第14回(平11)	岐阜県	11.10.23~11.3
第15回(平12)	広島県	未定
第16回(平13)	群馬県	未定
第17回(平14)	鳥取県	未定



第10回国民文化祭・とちぎ95「開会式・オープニングフェスティバル」

IV 国語に関する施策

(1) 国語施策の改善

現在使われている「常用漢字表」、「現代仮名遣い」などは、昭和56年から平成3年にかけての国語審議会答申に基づいて定められたものですが、漢字使用の「目安」、仮名遣いの「よりどころ」といった緩やかで弾力的な性格のものとなっています。

平成5年11月には、「新しい時代に合った国語施策の在り方について」諮問がなされ、これを受けて国語審議会では現在、「言葉遣いに関すること」、「情報化への対応に関すること」、「国際社会への対応に関すること」を中心に審議しています。

● 国語審議会の主要な答申と実施状況

諮問当時の内閣告示・訓令 (昭和41年6月)	答 申	現行の内閣告示・訓令
当用漢字表(昭21.11) 当用漢字音訓表(昭23.2) 当用漢字字体表(昭24.4)	常用漢字表 (昭56.3)	常用漢字表 (昭56.10)
送りがなのつけ方 (昭34.7)	改定送り仮名の付け方 (昭47.6)	送り仮名の付け方 (昭48.6)
現代かなづかい (昭21.11)	改定現代仮名遣い (昭61.3)	現代仮名遣い (昭61.7)
その他上記に関連 する事項	外来語の表記 (平3.2)	外来語の表記 (平3.6)



外国人に対する日本語授業風景(写真提供:国際日本語普及協会)

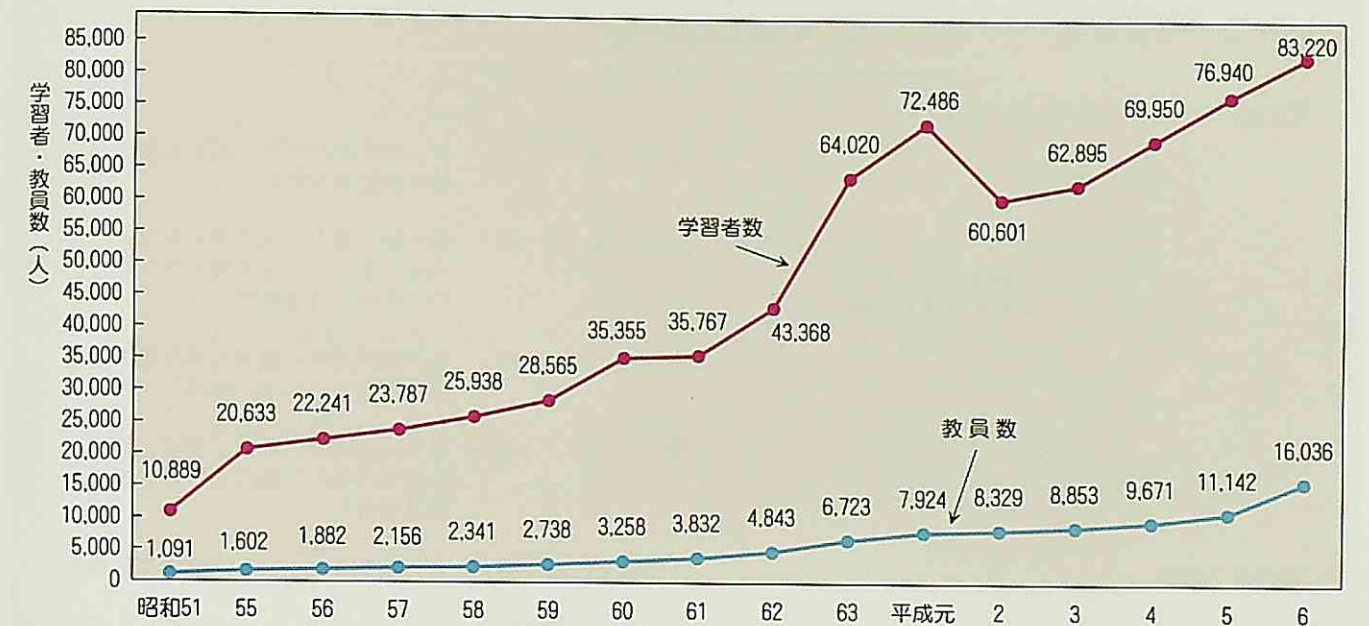
(2) 外国人等に対する日本語教育の推進

国内における日本語学習者数等は(図-14、15)のような推移となっています。また、海外においては、外務省の調べによると、平成5年度現在約162万人が日本語を学習しています。

このような状況に対応して、文化庁では、日本語教育の充実向上の基本となる教育内容や教育方法の改善・充実を図るため、調査研究を行うほか、中国帰国者のための日本語通信教育を実施しています。また、国立

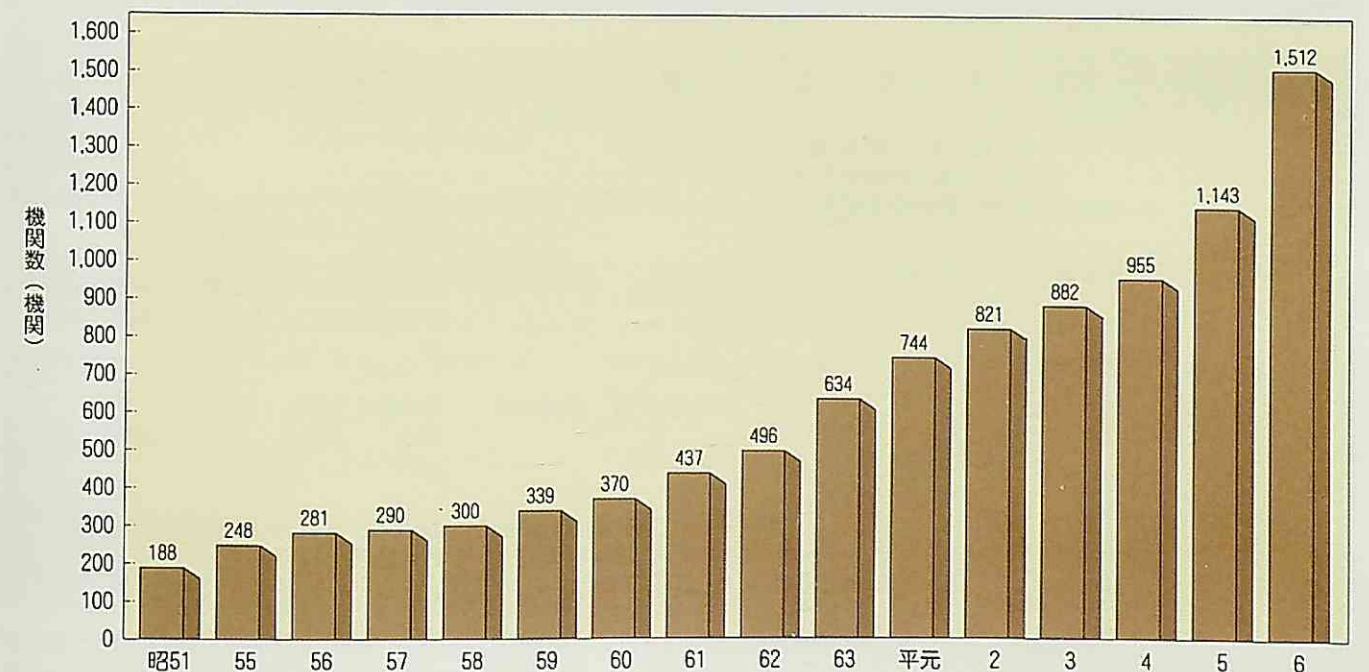
国語研究所に日本語教育センターを設置し、日本語教員に対する研修や教材開発等を行っています。なお、文部省では、留学生に対する日本語教育をはじめ、国立大学における日本語教員の養成、外国人日本語能力試験や日本語教育能力検定試験の実施、日本語教育施設の質的向上を図るほか、公立学校の教員を日本語指導教員として海外に派遣する事業(R EXプログラム)を行うなど、日本語教育振興のための諸施策を講じています。

◆ 学習者・教員数の推移(図-14)



文化庁「日本語教育実態調査」による。

◆ 日本語教育機関数の推移(図-15)



文化庁「日本語教育実態調査」による。

V 著作権制度の概要

(1) 我が国の著作権制度

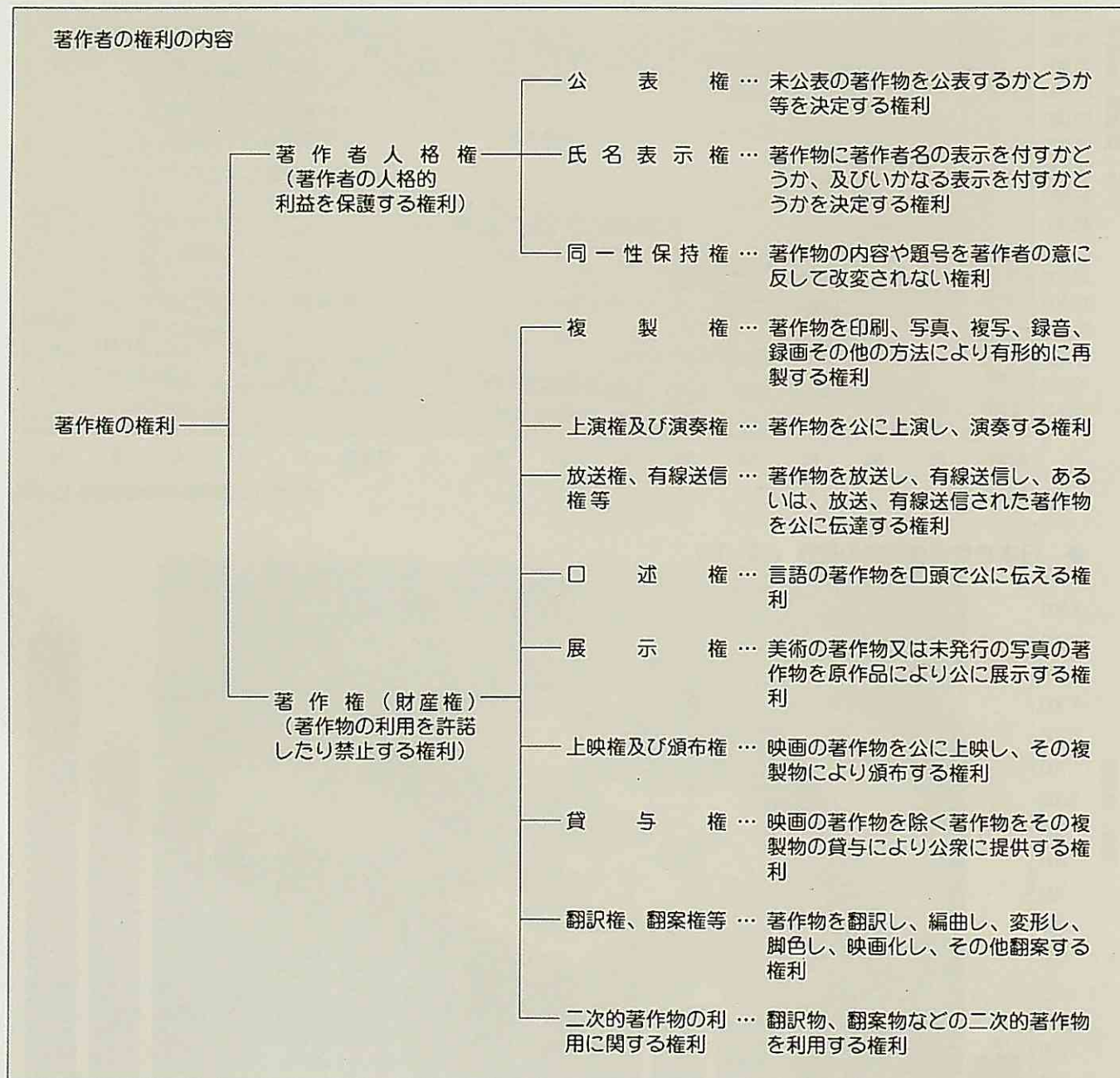
著作権制度は、文芸、音楽などの著作物の作者に対して、その人格的又は財産的利益の保護を図るとともに、文化的所産たる著作物を人々が適切に享受することにも配慮しつつ、文化の発展に寄与することを目

的としています。

文化庁では、近年の技術革新等による新しい著作物利用手段の発展、普及などに対応して、逐次、時代に適合した著作権制度の整備改善に努めています。

① 著作者の権利

著作物	小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等
著作者	著作物を創作した者
著作者の権利の発生	著作者の権利は、著作物を創作した時点で発生する（無方式主義）。
著作権の保護期間	原則として、著作者の死後50年間



② 著作隣接権

著作隣接権	著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利
著作隣接権の発生	著作隣接権は、実演、レコード、放送、有線放送を行った時点で発生する（無方式主義）。
著作隣接権の保護期間	実演等の行われたときから50年間

著作隣接権の内容（実演、レコード、放送、有線放送の利用を許諾したり禁止する権利）



(2) 最近の著作権法の主な改正

我が国の著作権法は、明治32年に制定され、昭和45年に全面改正されましたが、最近では、レコードレンタル業の出現、コンピュータ・プログラム、データベースなどの新しい保護対象の出現、海賊版対策の強化、

デジタル方式の複製などの技術革新などに伴う社会情勢の変化に対応して、次のような著作権制度の改善を行っています。

法 律 名	改 正 の 概 要	施 行
著作権法の一部を改正する法律（昭和59年法律第46号）	貸与権の創設等	60. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和60年法律第62号）	コンピュータ・プログラムの著作権法上の保護の明確化等	61. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和61年法律第64号）	データベースの著作権法上の保護の明確化、有線送信に関する規定の整備、有線放送事業者の保護等	62. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和63年法律第87号）	海賊版に関する規定の整備、著作隣接権の保護期間の延長等	63. 11. 21
著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第43号）	実演家等保護条約の締結に伴う規定の整備	元. 10. 26
著作権法の一部を改正する法律（平成3年法律第63号）	レコードの保護強化等	4. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（平成4年法律第106号）	私的録音録画に係る補償金制度の導入	5. 6. 1
著作権法及び万国著作権法条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成6年法律第112号）	世界貿易機関協定の締結に伴う規定の整備	8. 1. 1

VI 宗教法人と宗務行政

(1) 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事業を行っています。

事業	内容
宗教法人法の施行に関すること	宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散の認証など
宗教法人の管理運営の指導	都道府県における宗務行政事務、担当者の研修会、包括宗教法人のための研究会等の実施、指導書の作成など
宗教関係資料の収集・提供	宗教年鑑、宗務時報など、宗教に関する統計資料の収集、作成、提供。宗教事情の調査など
宗教法人審議会	宗教法人に対する不利益処分の審査その他の認証等について調査審議する機関

● 宗教法人数 (平成6年12月31日現在)

所轄	区分		包 括	単 位	合 計
	系統		宗教法人	宗教法人	
文 部 大 臣	神	道	143	—	143
	仏	教	157	—	157
	キ	リ	43	—	43
	ス	ト	30	—	30
	諸	教			
	計		373	—	373
都 道 府 県 知 事	神	道	7	85,668	85,675
	仏	教	11	78,002	78,013
	キ	リ	23	3,972	3,995
	ス	ト	1	16,231	16,232
	諸	教			
	計		42	183,873	183,915
合 計			415	183,873	184,288

単位宗教法人	神社、寺院、教会などのように礼拝施設を備える法人 包括宗教法人の傘下にある「被包括宗教法人」と傘下でない「単立宗教法人」がある
包括宗教法人	宗派、教派、教団のように神社、寺院、教会などを傘下に持つ法人

(2) 宗教法人法の一部改正

社会の変化に対応して所轄庁がその責任を果たせるようにし、また、宗教法人の管理運営の民主性と透明性を高めて、宗教法人制度のより適正な運用を確保するため平成7年12月に宗教法人法について最小限度の改正を行いました。
主な改正点は以下のとおりです。

改正点	概要
所轄庁の変更 (第5条関係)	他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とする。
事務所備付け書類の見直し、 所轄庁への提出 (第25条関係)	・宗教法人は、新たに毎年度定期的に収支計算書を作成しなければならない。(ただし、作成義務が免除される法人がある) ・宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、役員名簿、財産目録、収支計算書(作成している場合)、貸借対照表(作成している場合)、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。
信者その他の利害関係人の 閲覧 (第25条関係)	宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、閲覧請求が不当な目的なものでないと認められる者から請求があったときは、備付け書類を閲覧させなければならない。
所轄庁の報告徴収及び質問 (第78条の2関係)	所轄庁は、宗教法人が公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消し、解散命令の請求の要件に該当する疑いがあると認めるときは、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聞いて、宗教法人の業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、又は職員に質問させることができる。

なお、改正宗教法人法は、一部の規定を除き、公布の日(平成7年12月15日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされています。

VII 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術

工芸品、建造物など）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術など）については伝承者養成や記録の作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

また、平成8年度には、文化財保護制度を一層充実させるため、文化財保護法を改正し、従来の指定制度に加え、新たに文化財登録制度を導入しました。



国宝「薬師如来及両脇侍像」(福島・勝常寺所蔵)

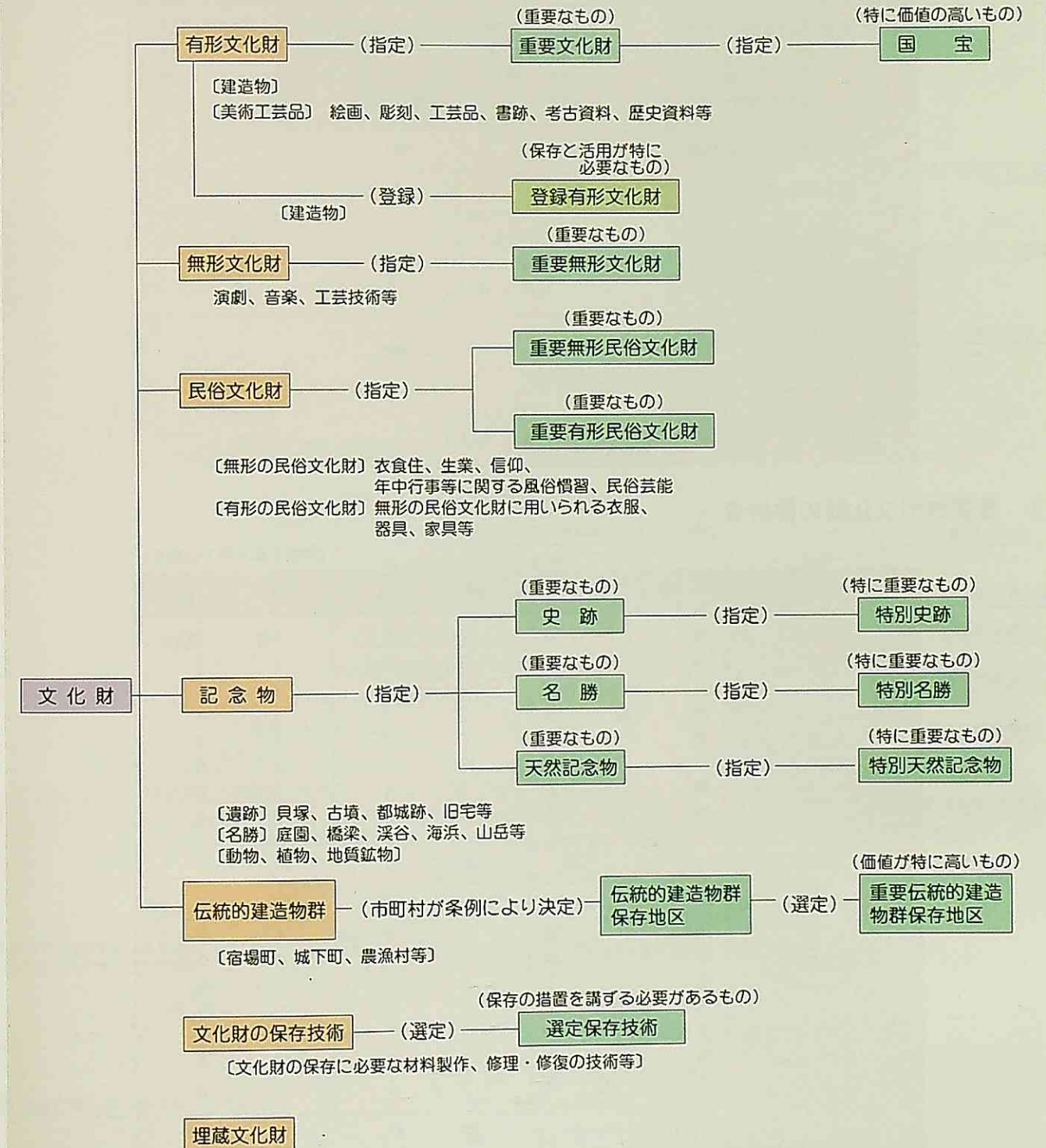


重要無形文化財「組踊(万歳敵討)」(沖縄県教育委員会提供)

(1) 文化財の保護の仕組み

① 文化財保護の体系

文化財の指定・選定及び登録は、文部大臣が文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようになります。



② 文化財の指定件数

(平成8年6月1日現在)

指	重要文化財 (美術工芸品) (建造物)	9,782 2,131	国 宝 (美術工芸品) (建造物)	1,042 835 207
	史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	2,526 1,349 262 915	特別史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	157 57 28 72
	重要有形民俗文化財	187		
	重要無形民俗文化財	169		
定	重要無形文化財 (芸 能) (工 芸 技 術)	(個人) 30件 (45人) 32件 (45人)	(団体) 11件 13件	
	重要伝統的建造物群 保存地区	41地区		
選	選定保存技術	(個人) 33件 (36人)	(団体) 16件	

② 重要無形文化財の保持者

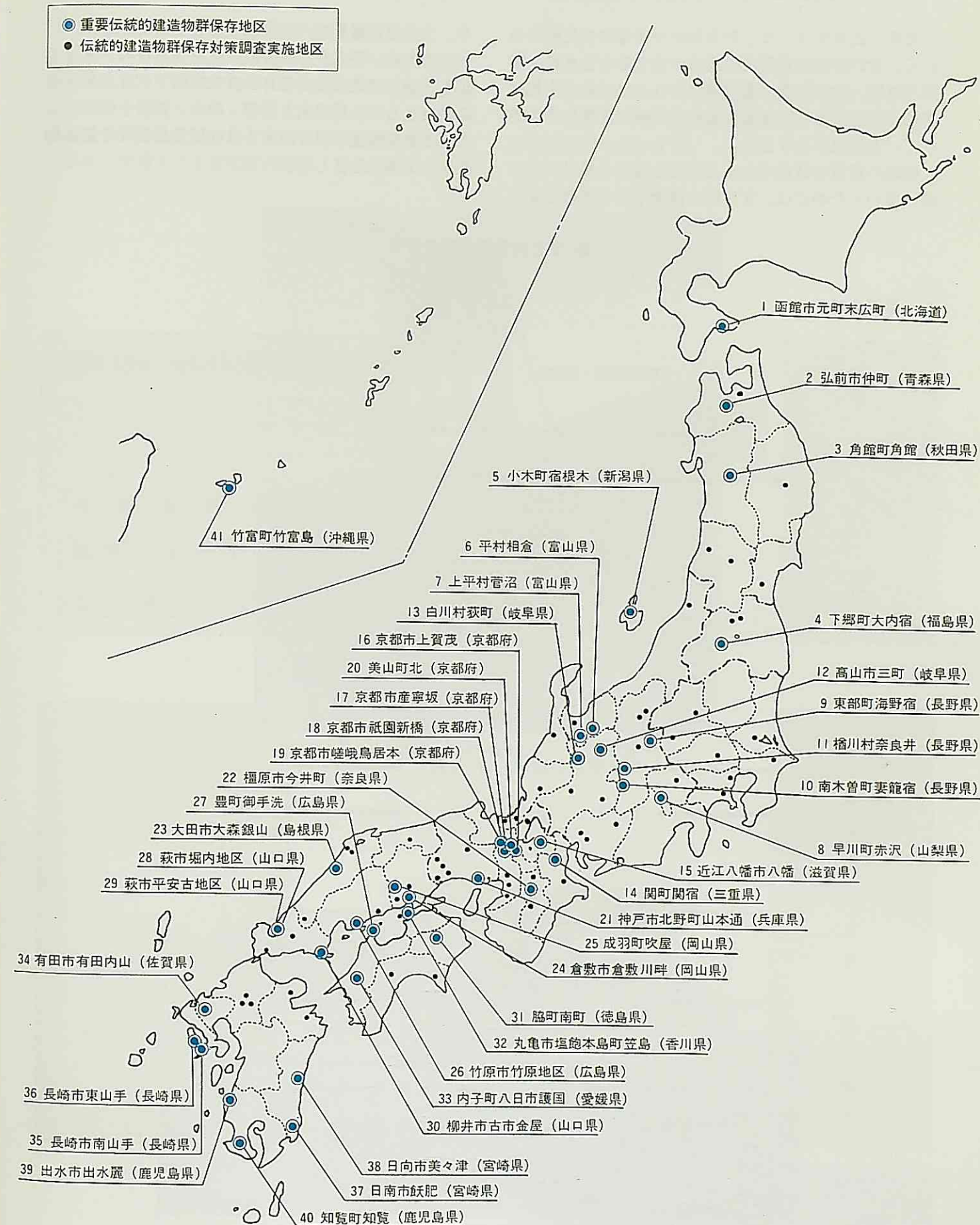
(平成8年6月1日現在)

（平成8年6月1日現在）

	種 類		個 人		団 体	
芸 能	舞	雅能	0件	0人	1件	1団体
		能	7	9	1	1
		文	3	6	1	1
		歌	3	7	1	1
		組	0	0	1	1
		音	13	17	6	6
		舞	3	4	0	0
		演	1	2	0	0
	小 計		30	45	11	11
	工 芸 技 術	竹	陶	10件	10人	2件
染			7	9	5	5
漆			4	7	1	1
金			6	10	0	0
木			2	5	0	0
人			2	3	0	0
撥			1	1	0	0
手			0	0	3	3
小 計		32	45	13	13	
合 計		62件	90人	24件	24団体	

(注) 無形文化財のうち重要なものが重要無形文化財に指定され、これらの技を高度に体现しているものが保持者又は保持団体に認定されている。このうち個人の保持者は「人間国宝」と一般的に呼ばれている。

● 全国伝統的建造物群保存地区一覧



(2) 文化財登録制度の導入

近年、近代を中心とした多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が高まるとともに、開発の進展、生活様式の変化等により、これらの文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている状況にあります。

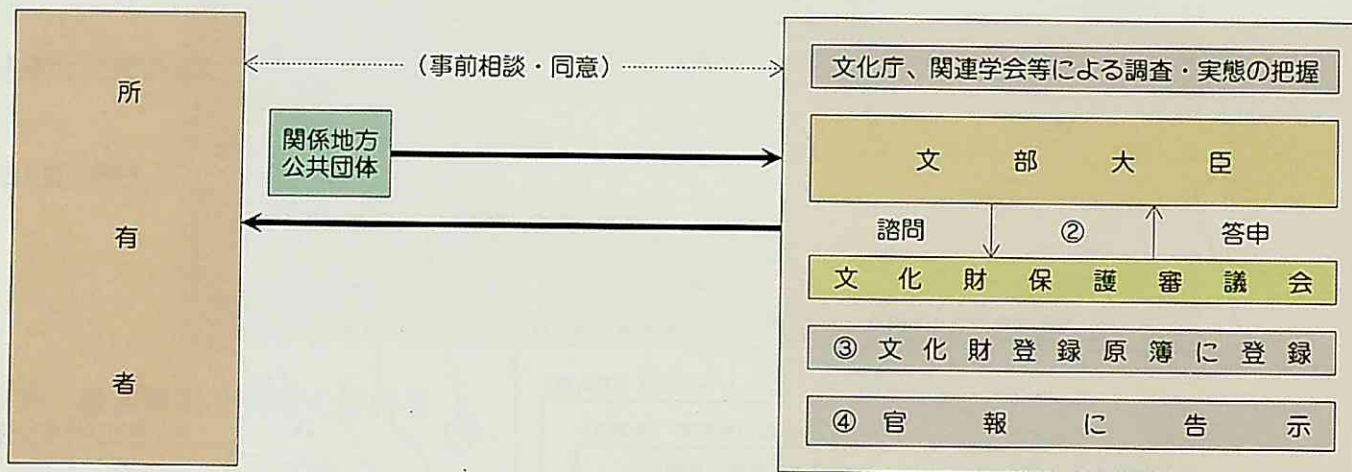
国民の貴重な財産である文化財を幅広く後世に引き継いでいくためには、文化財の保護手法の多様化を図

り、文化財保護制度の充実を図る必要があります。

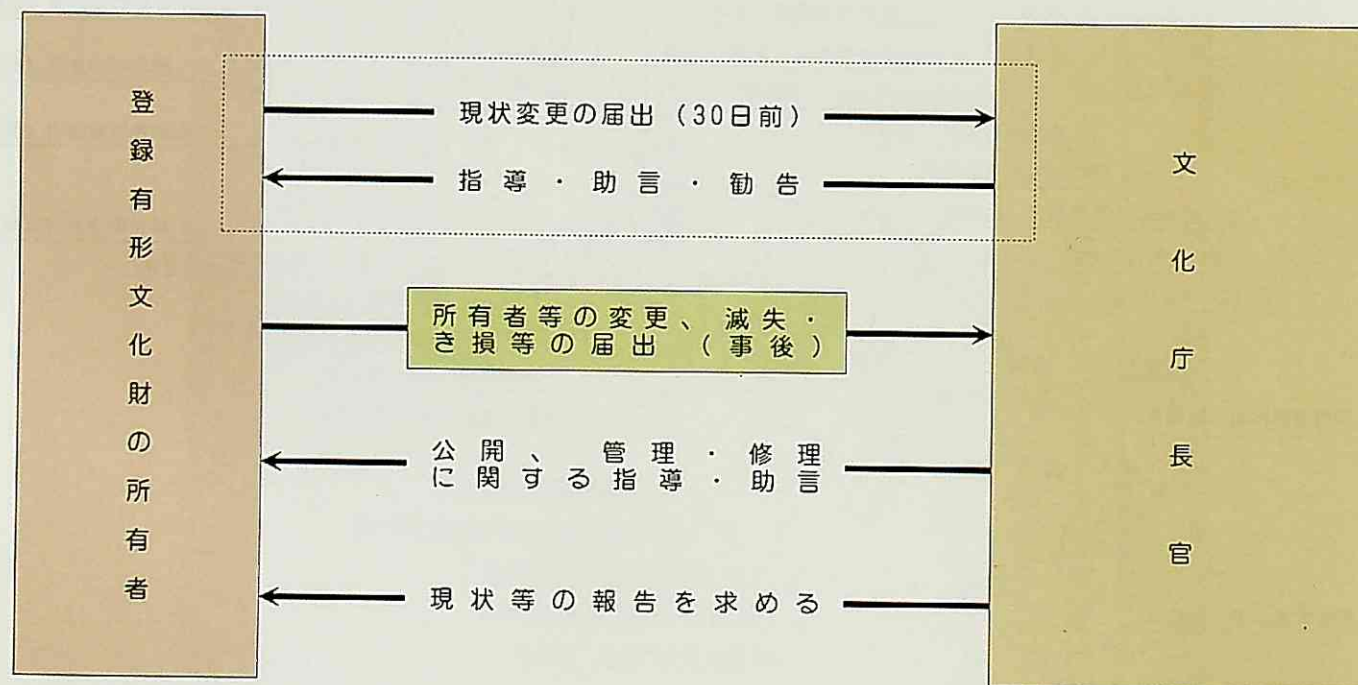
このため、平成8年6月に文化財保護法の一部を改正し、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、届出制と指導・助言・勧告を基本とした緩やかな保護措置を講ずる文化財登録制度を建造物について導入しました。

● 文化財登録制度の概要

(1) 登録まで



(2) 登録後



＜支援措置＞
・固定資産税（家屋について1/2以内の軽減）
・地価税（1/2の軽減）
・日本開発銀行等の低利融資

(3) 文化財保護のための施策

① 近代の文化遺産の保存と活用

近年における社会経済情勢の変化に伴い、歴史的な評価が定まらず損壊の危機にある近代の文化遺産の適切な保護を図るために、平成6年9月から、近代の文化遺産の保存と活用のあり方について調査研究を行っており、保護すべき文化財の時期、対象等について検

討を進めています。

なお、記念物及び建造物分野の報告は既にまとまり、これを受け、従来の指定基準を改め、近代の文化遺産の保護を行っています。



重要文化財「読書発電所施設（桃介橋）」（長野県南木曾町）



重要文化財「岡山県立津山高等学校本館」（岡山県津山市）

② 世界遺産

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。7年12月現在144か国が加盟しており、日本は平成4年に加盟しています。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき世界遺産リストを作成しています。日本からは文化遺産として4件が登録され、このほか平成7年度に2件を推薦しました。自然遺産としては2件が登録されています。

● 世界遺産一覧表に登録されているもの（平成8年6月現在）

〔文化遺産〕

- 法隆寺地域の仏教建造物
- 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）
- 姫路城
- 白川郷・五箇山の合掌造り集落

〔自然遺産〕

- 白神山地
- 屋久島
- 世界遺産一覧表への登録を推薦しているもの
- 厳島神社
- 原爆ドーム



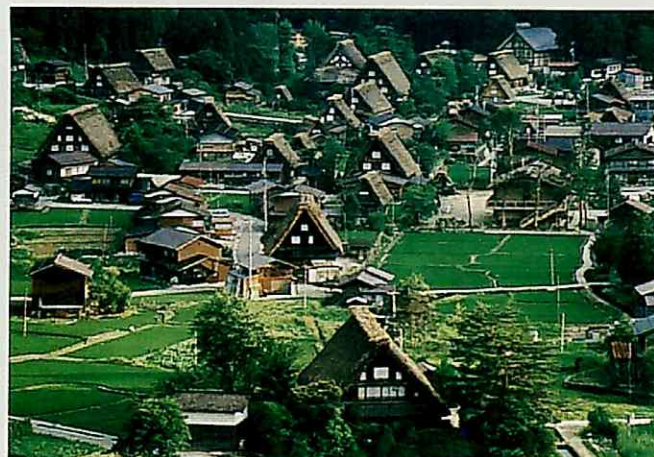
「法隆寺地域の仏教建造物」



「姫路城」



「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」



「白川郷・五箇山の合掌造り集落」

③ 震災対策

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、文化財も多数の被害を受けました。文化庁では、被害を受けた重要文化財である建造物等の復旧等に全力で取り組んでいます（平成8年5月現在：大きな被害を受

けた重要文化財建造物等85件のうち約8割が復旧）。

また、その被害状況にかんがみ、重要文化財（建造物、美術工芸品）の耐震性能の向上や有効な防災対策、災害発生時の安全対策等について検討を行っています。



阪神・淡路大震災で被害を受け、平成8年3月に復旧した重要文化財「小林家住宅（萌黄の館）」（神戸市北野町山本通、伝統的建造物群保存地区内に所在）

④ その他の施策

このほか、文化財の保存と活用のために、文化庁では次のような様々な施策を実施しています。

施 策	概 要	平成8年度予算額
(1) 国宝・重要文化財等の保全事業の促進等		108億 233万円
①建造物・美術工芸品の保存修理等	国有文化財の保存修理等に要する経費及び所有者又は管理団体等が行う重要文化財の保存修理、防災施設等の設置に対して補助	75億1,400万円
②国宝・重要文化財等の買上げ	国宝・重要文化財等の散逸を防止するため、国が直接購入	22億9,399万円
③伝統的建造物群の保存修理等	市町村が行う重要伝統的建造物群保存地区（歴史的集落・町並み）内の建造物等の保存修理、防災施設の設置等に対する補助	7億8,802万円
④伝統文化の活用推進	貴重な文化財の活用を図るため、公演事業や公開事業などを行う経費	2億 632万円
(2) 伝統芸能の伝承		75億9,709万円
①無形・民俗文化財伝承助成等	文化財の保存技術の後継者養成のための経費及び無形文化財、民俗文化財並びに文化財保存技術の伝承事業に対する補助	10億2,035万円
②日本芸術文化振興会運営費補助等	伝統芸能の公開、伝承者養成等を目的として、日本芸術文化振興会が設置する国立劇場の運営に要する経費の補助等	65億7,674万円

VIII 文化の国際交流・協力

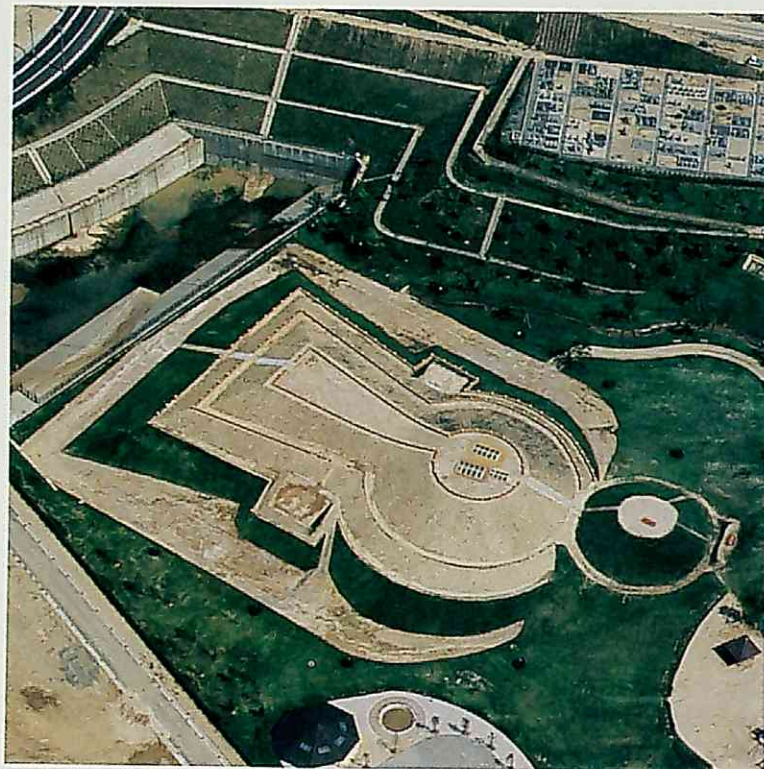
文化は、異文化との交流を通じ、相互に刺激し合うことによって発展するものであり、国境を越えた芸術文化活動の展開は我が国の文化を振興するためにも不可欠であると同時に、我が国が文化面で世界に貢献す

るためにも重要です。

このため、次のような文化の国際交流に関する施策を実施しています。

施 策	概 要	平成8年度予算額
1 芸術家・専門家の派遣、招へい等		
(1) 海外優秀芸術家等招へい事業	海外の優れた芸術家、文化財専門家等を招へいし、我が国の芸術家等に対する指導や共同制作・共同研究による交流等を実施。	3,120万円
(2) 文化による国際貢献に関する調査研究	我が国と諸外国における文化行政等の状況を把握し、その有効な施策の在り方について調査研究を行うとともに国際シンポジウム等を開催する。	2,612万円
(3) 芸術フェローシップ ①海外芸術家招へい研修	海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国若手芸術家との交流の機会を提供。	5,977万円
② 芸術家在外研修	音楽、舞踊、演劇、美術、舞台美術等の各分野の若手芸術家を海外に派遣し、専門分野における実地的な研修の機会を提供。	3億6,934万円
2 展覧会に、公演等による交流		
(1) 国際芸術交流推進事業（アーツプラン21）	海外フェスティバル等への参加や二国間舞台芸術交流など国際芸術交流を推進。	8億7,420万円
(2) アジア・アート・フェスティバル	アジア近隣諸国から現代舞台芸術等を招へいし、我が国の芸術家・芸術団体と共演を行う。	4,907万円
(3) 近作日本映画の字幕作成事業	優れた近作日本映画を世界各地の国際映画祭に現地の字幕をつけて出品し、日本映画の紹介を行う。	977万円
(4) 海外展	欧米、アジア各国において、日本の優れた文化財を紹介する海外展を開催。	8,206万円
(5) 博物館等海外交流古美術展	我が国の国立博物館（東京、京都、奈良）と日本古美術品を所蔵している海外の博物館等との間で日本古美術品等を中心とした交流展を相互に開催。	2,984万円
(6) 国際民俗芸能フェスティバル	日本の民俗芸能とそれらに関連する海外の民俗芸能を一堂に集め、民俗芸能公演やシンポジウムを開催。	5,399万円
(7) 国民文化国際交流事業	国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭を中心として、海外の青少年及びアマチュア文化活動の指導者等の招へい、派遣及び研修事業を実施。	1億821万円

施 策	概 要	平成8年度予算額
(3) 史跡等整備・活用		193億6,397万円
①史跡等公有化助成	史跡等を開発から保全し、活用を図るため、地方公共団体が行う史跡等の公有化に対して補助	128億2,971万円
②史跡等整備・活用事業		
古代ロマン再生事業（大規模遺跡総合整備事業）	史跡等について保全修理、防災施設設備等の整備、平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の保存整備等	31億6,750万円
ふるさと歴史の広場（史跡等活用特別事業）	大規模な遺跡等の全容を再現し、往時の人間生活の全容を学び体験できる施設として、遺跡の復元的整備、学習施設等の整備を行う	4億円
地域中核史跡等整備特別事業	歴史的建造物の復元、全体模型の設置、遺構展示施設やガイダンス施設の建設などにより主体的に遺跡を表現する。	12億円
歴史の道整備活用推進事業	かつて地域の政治、経済、社会、文化の中心として機能していた史跡などを視覚的に体験できる復元や、管理運営施設を建設するなどして整備する	4億3,750万円
天然記念物整備活用事業	古道や運河等の「歴史の道」や、これと密接に結びついた交通遺跡等を復元したり、道にかかわる情報発信施設を整備する	2億万円
③埋蔵文化財調査等の充実	天然記念物についてその学術的価値や現況等に応じて野外観察施設や学習施設等を有機的に設置するなどの整備を行う。	1億9,500万円
埋蔵文化財センター	開発事業と埋蔵文化財との調整を図るため、個人等が行う事業について、地方公共団体が行う調査に対して補助等	33億6,676万円
	埋蔵文化行政を進める上で必要な発掘調査機能、出土品等の管理機能、展示学習機能など地域の実情に即した施設建設に対する補助	7億3,500万円



史跡「三ツ城古墳」（広島県東広島市）

施 策	概 要	平成8年度予算額
3 著作権制度の普及促進		
(1) アジア地域著作権制度普及促進事業 (APACEプログラム)	アジア・太平洋地域著作権・著作隣接権国際シンポジウム、日本での専門家研修プログラム、ナショナルセミナーへの専門家の派遣等を実施。	1,797万円
4 文化遺産保存修復協力		
I 技術協力・共同研究		
(1) 中国敦煌莫高窟壁画等保存修復共同研究	中国敦煌莫高窟の壁画・仏像等の保全修復のための日中共同研究等を実施。	3,021万円
(2) スミソニアン研究機構との国際研究交流	米国のスミソニアン研究機構と文化庁との間で文化財の保存修復に関する国際的・学術的な研究交流・協力を実施。	460万円
(3) 南アジア仏教遺跡保存整備に関する基礎的共同研究	インドやアフガニスタンなどの仏教遺跡について科学的な保存処置に関する調査研究、共同研究等を実施。	1,895万円
(4) アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力	アジア・太平洋地域の歴史的建造物の保存修復について技術協力を実施。	748万円
(5) アンコール文化遺産保護に関する研究協力	アンコール文化遺産保護に携わるカンボジアの研究者と、保存修復及び環境整備等を中心とする共同研究を実施。	2,727万円
(6) 在外日本古美術品修復協力	在外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品で緊急に修復を必要とする重要文化財級の作品を対象として修復協力を行う。	8,305万円
(7) 在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業	日本古美術品を所蔵している欧米の博物館等の修理技術者、学芸員と日本の修理技術者、学芸員との間で、日本古美術品の取扱い及び保存・管理に関する研究協力を行う。	2,196万円
(8) 文化財の保存修復技術に関する国際共同研究	文化財の保存修復に用いられる新素材について国際共同研究を実施。	1,810万円
(9) 文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究	近年急速に劣化現象が進んでいる国内・外に所存するレンガ造文化財の保存に関する研究及び対策の開発を実施。	497万円
(10) 文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力	近年、深刻な問題になっている環境汚染から文化財を保護するため、これらの問題を抱えた中国や韓国等と協力して共同研究を実施。	8,000万円
(11) 無形の文化財の保護に関する研究協力	アジア諸国等の無形の文化財の保存と継承に関する諸問題について、専門家による国際会議を開催するなど、調査研究を行う。	459万円

施 策	概 要	平成8年度予算額
(12) 文化財保護に係る国際機関等との連携協力に関する調査研究	国際的に文化財保護の活動を行っている機関との連携や協力体制、その在り方等について調査研究を行う。	258万円
(13) 文化財保護に関する日独学術交流	歴史的建造物の文化財材質の劣化機構の解明と適切な保存方法に関する共同研究。科学的な調査研究法に関しての人的交流や研究会の開催を行う。	486万円
(14) アジアにおける古代都城遺跡の研究と保存に関する研究協力	考古学的な調査法を駆使し遺跡の性格を正しく把握するとともに保存整備に対する基本構想を作成し、日本の都城研究への活用、アジア各国の都城遺跡の研究と保存に資する。	5,000万円
II 招へい研修		
(15) アジア諸国博物館・美術館研究協力事業	アジア諸国博物館・美術館の研究者等を招へいし、日本の誇る古美術品等の保存修復技術の実地研修の機会を提供するとともに、日本の研究者との研究交流を図る。	534万円
(16) 和紙文化財保存修復国際研修事業	各国の紙製文化財保存修復関係者を日本に招き、和紙を用いた修復技術について研修を実施する。	1,002万円
(17) 文化財保護分野・博物館等における地方自治体職員の国際協力・交流の支援	諸外国の文化財保護行政担当者、遺跡発掘の技術者、博物館・美術館の専門職員等の地方自治体への受入れ事業を支援。	415万円
III 国際研究集会の開催等		
(18) 文化財に関する国際シンポジウム	各国の文化財保存に関する研究実績及びその現状を学び、修復技術の交流を図ることを目的とした国際シンポジウムを開催。	606万円
(19) アジア文化財保存セミナー	アジア諸国の研究者等を招へいし、文化財の保存に関する国際セミナーを開催。	792万円
20 世界遺産保護推進費	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的専門家会議への参画及び世界遺産保護への国民の関心・意欲を高める。	2,984万円
IV 体制整備		
21 国際文化財保存修復協力センター運営	国際共同研究・情報の収集と提供・人材の養成を柱とした国際的な協力センターを運営し、文化財保存分野での国際協力を実施。	983万円

● 最近の海外古美術展の開催状況

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
近世水墨画展	米国 ロサンゼルスカウンティ美術館 60. 3. 8～ 5.12	文化庁 ロサンゼルスカウンティ	桃山、江戸時代的水墨画を中心に構成し、永徳、等伯などの障壁画から大雅、蕪村などの文人画を中心に自由な表現を特色としたものを展示、紹介。
日本陶磁名品展	スウェーデン 国立東アジア博物館 (ストックホルム) 60. 6. 4～ 7.28	文化庁 国際交流基金 国立東アジア博物館	日本陶磁史の発展の歴史と造形美術を縄文時代から明治時代に至るおよそ七千年にわたる陶磁器類の代表的作品から構成したもの。
雪舟と室町水墨画展	米国 テトロイト美術館 61.10.14～12.14 ホノルル美術館 62.12. 1～3.15	文化庁 テトロイト美術館 ホノルル美術館	雪舟を中心に室町水墨画の表現と歴史を紹介する。文化財を通じてのアメリカ合衆国との永い交流のなかで、室町時代の水墨画だけの展覧会は本展が初めてのもの。
四季—日本の美術—展	西ドイツ ハンブルク特別市工芸美術館 62. 9.16～11. 8	文化庁・国際交流基金 ハンブルク特別市工芸美術館	時に自然を題材とした絵画、工芸品の数々を紹介し叙情感あふれる日本美術（主として江戸時代美術）を広く紹介したもの。
大名美術展—武士文化の創造と発展	米国 ナショナルギャラリー東館 63.10.30～元.1.23	文化庁・国際交流基金 ナショナルギャラリー 協力：外務省	中世及び近世の文化・美術の創造者であり、庇護者であった日本武将の姿とその文化の在り方を絵画、彫刻、工芸品、書跡の全ての領域から名品を選び展示。
日本美術における人間像展	ベルギー バレーボザール 元. 9.27～11.26	文化庁・国際交流基金 ユーロバリア・インターナショナル ファウンデーション ユーロバリア89・ジャパンコミッティー	古代から近世にかけての日本美術における人間の姿を主題として、これを意匠化した絵画、彫刻及び考古資料を紹介したもの。ユーロバリア日本祭における日本政府の特別企画展。
若冲展	米国 アジアソサイエティーギャラリー ロサンゼルスカウンティミュージアム 元.10. 5～12. 6 元.12.21～2. 2.18	文化庁 アジアソサイエティーギャラリー ロサンゼルスカウンティミュージアム	江戸時代中期、花鳥画を中心に個性的な作品を描き遺し、近年ますます評価が高い画家、伊藤若冲の主要な作品を紹介する。従来の特定の分野を主題として総合的に行う海外展とは趣を異にしており、個人作家の展覧会としては初めてのもの。
王朝貴族の美術展	米国 ボストン美術館 2.10.16～11.25	文化庁 ボストン美術館	平安時代後期（藤原時代）には、宮廷を中心とした豊かな王朝文化が開花し、優美典雅な表現の優れた作品が作られた。本展は、日本美術の大きな流れを形成する王朝美術とその伝統の行方を平安、鎌倉時代の作品を中心に展示、紹介する。
日本陶磁の源流展	米国 IBMギャラリー 2.12.11～ 3. 2. 9	文化庁 ジャパンソサエティー	“やきもの”文化は、縄文時代から古墳時代の土器、土偶、埴輪に示される独自の造形美を現出するなど古代工芸美術の大きな流れを構成し、中近世陶磁文化の基礎ともなって発展する。本展は、こうした“やきもの”から日本の古代文化の流れを把握できる作品を展、示紹介する。
鎌倉彫刻展	英国 大英博物館 3. 9.17～11.24	文化庁 国際交流基金 大英博物館	高い写実性を有し、ヨーロッパの人々にも親しみやすい特色をもつ鎌倉時代の彫刻の名品を展示、紹介する。ジャパン・ソサエティー設立百周年記念「ジャパン・フェスティバル 1991」における日本政府協賛の中心行事

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
十六世紀の美術展	米国 クリーブランド美術館 3.10.20～12. 1	文化庁 クリーブランド美術館	日本美術・文化史上の変換期であった中世から近世にかけての多様な美の諸相を絵画・工芸品により紹介する。中世的伝統美を保ちながらも、自由で潑刺とした創造性に満ち溢れた独自の美意識を示す作品により多様な我が国の美的世界を改めて米国民に紹介し、友好に資する。
古代の日本展	米国 アーサー・M・サックラーギャラリー 4. 8. 9～11. 1	文化庁 アーサー・M・サックラーギャラリー	旧石器時代から奈良時代までの出土遺物を中心に日本文化の特色と歴史的流れを、各時代を特徴づける代表的な考古遺物で総合的に展示。
禅の美術展	スイス リートベルグ美術館 5. 3. 7～ 4.18	文化庁 京都国立博物館 リートベルグ美術館	チューリッヒ国際日本祭を記念して、禅文化の流れの中で産み出された美術作品、さらにまた中世の重要な禅院に時代を経て収蔵されてきた作品を展示、両国の相互理解と友好親善に資する。
黄金の美術 サムライと豪商の文化	スペイン ベラスケス宮殿 6.11.22～ 7. 2.19	文化庁 国際交流基金 スペイン王国文化省	スペイン帝国の最盛期、フェリペ2世と同時代の豊臣秀吉に焦点を当て、当時の文化の交流、武士や商人を中心とした生活文化及び美術を紹介する。
信仰と美 日本美術4000年の歴史を辿る	イタリア ローマ市立展示館 7.11.15～ 8. 1.15	文化庁 国際交流基金 ローマ市立展示館 イタリア共和国外務省	縄文時代から室町時代に至る時代を、宗教と共に生活に根ざした文化及び鑑賞芸術を中心に、日本人が心のよりどころとした造形美術品で構成する展覧会



ローマ「信仰と美 日本美術4000年の歴史を辿る」(平成7.11.15～8. 1.15)

IX 文化行政における情報化の推進

—— 文化情報総合システムの整備 ——

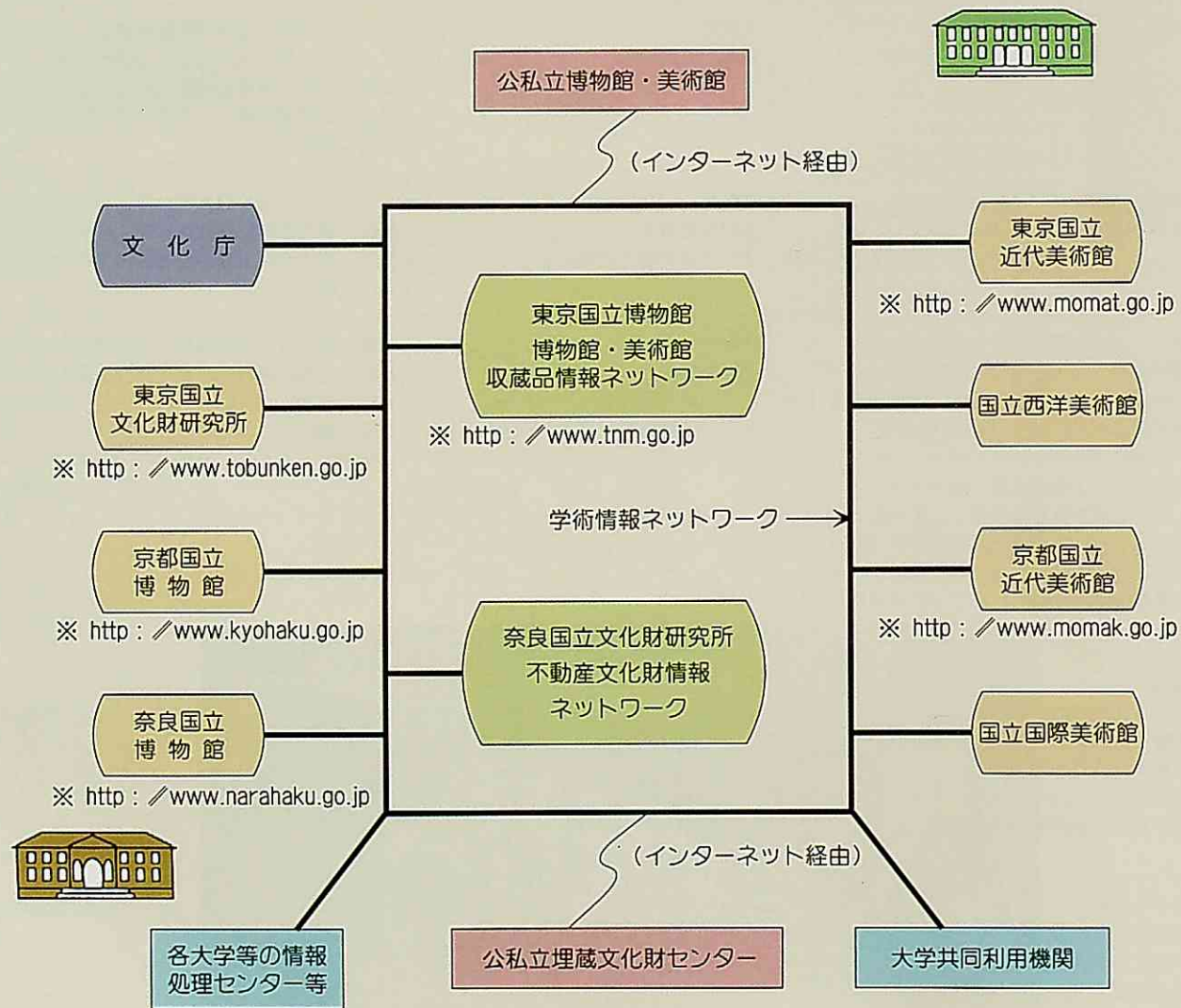
今日、高度情報通信社会の構築が進みつつあり、一方で、国民の文化志向の高まりと広がりが見られます。文化庁では、情報化の進展に伴い、文化に関する総合

的な情報発信を行うための基盤の整備として、文化情報総合システムの整備を進めています。文化情報総合システムは、次の3つの情報システムからなっています。

① 文化財情報システム・美術情報システム

国立博物館、国立美術館及び国立文化財研究所では、各機関が所有する所蔵品や文化財に関する情報をデータベース化し、各機関がインターネットを利用して情報を国内外に提供する「文化財情報システム・美術情報システム」の構築を進めています。また、将来的には、全国レベルでの総合的な検索システムの構築を目指しています。

＜構想図＞

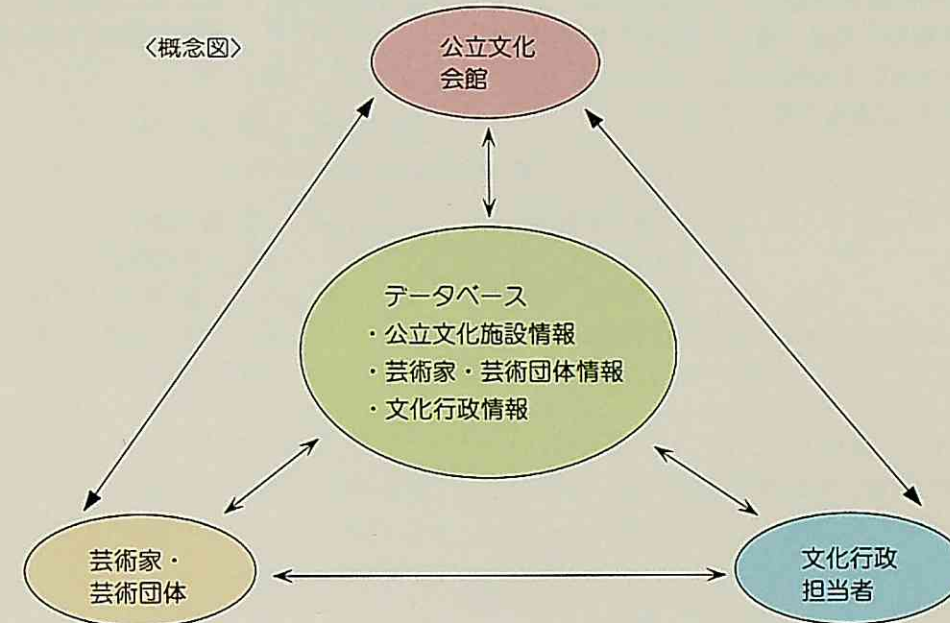


※ 平成8年6月現在インターネットホームページを試験的に開設中

② 地域文化情報システム

地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、パソコン通信ネットワーク「地域文化情報システム」の整備を進めています。

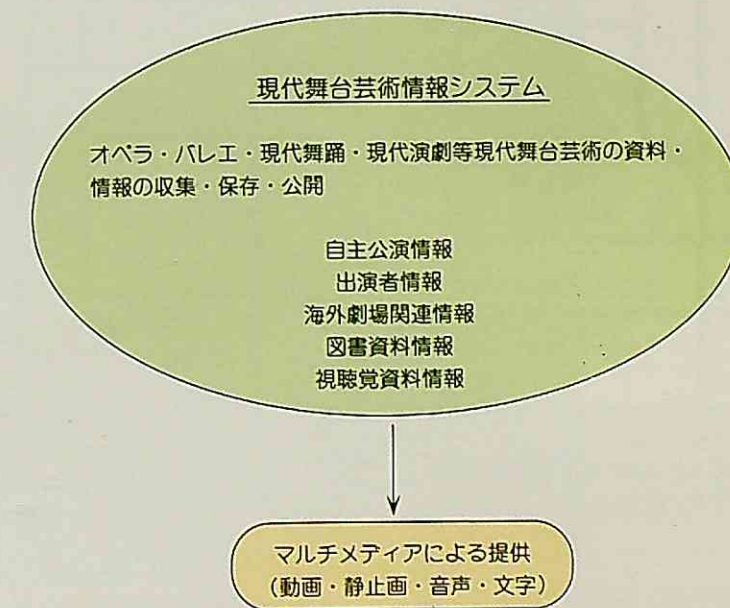
〈概念図〉



③ 現代舞台芸術情報システム

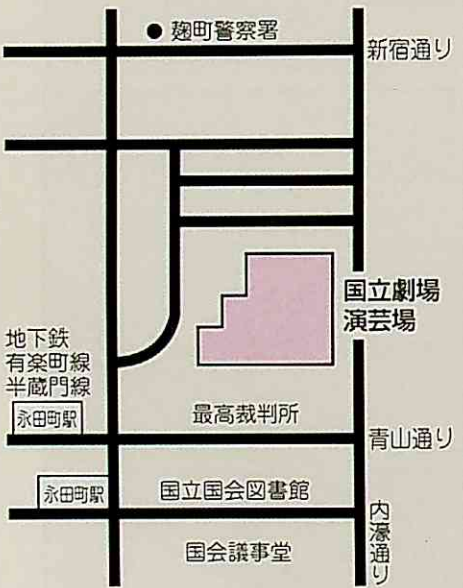
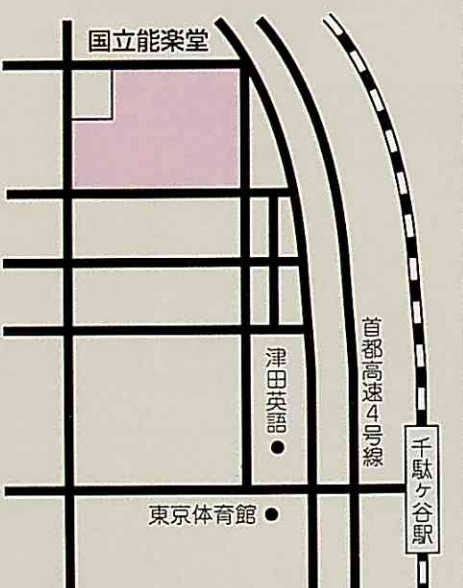
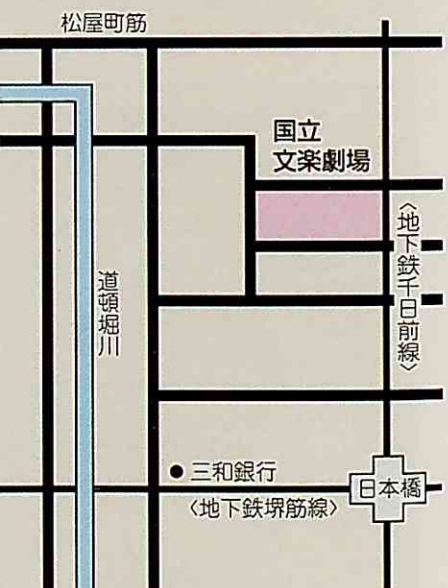
平成9年10月開場に向けて準備を進めている新国立劇場では、現代舞台芸術に関する中核的施設として機能するために、新国立劇場における公演を中心に現代舞台芸術全般にわたって必要な情報・資料を収集・保存し、マルチメディアにより一般の愛好者から芸術家・文化会館関係者・研究者まで幅広く提供する機能をもつ「現代舞台芸術情報システム」の整備を進めています。

＜構想図＞



X 国立文化施設

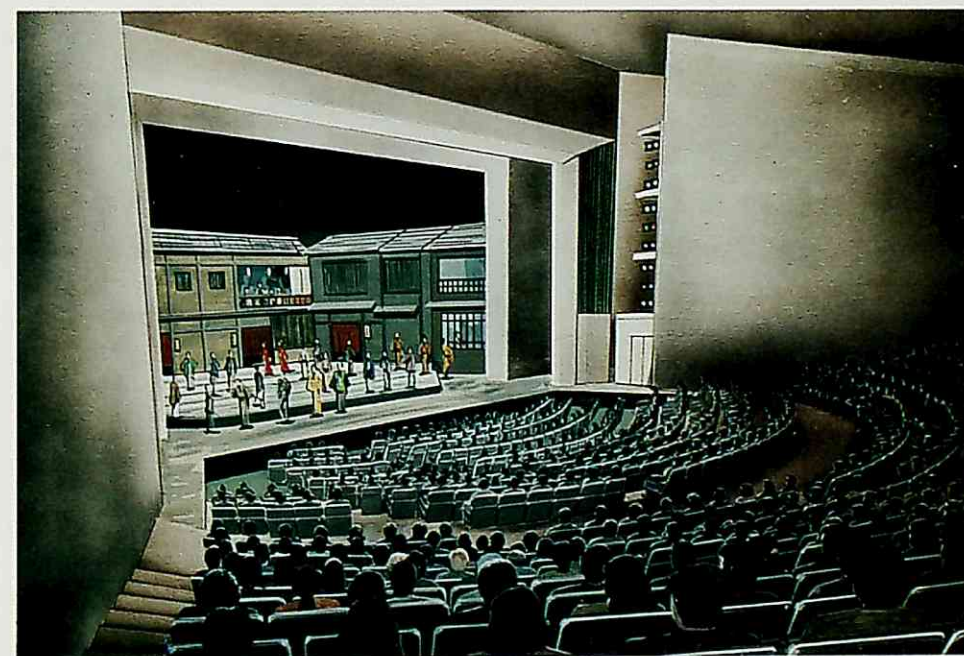
(1) 国立劇場

国立劇場本館・演芸資料館	国立劇場能楽堂	国立劇場文楽劇場
主として我が国古来の伝承的な芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等）の公開、伝承者の養成、資料収集、調査研究等	能楽の公演、能楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等	主として文楽の公演、文楽技芸員の伝承者の養成、資料収集、調査研究等
施設 〈大劇場〉 総席数 1,616席 主な公演 歌舞伎、民俗芸能、雅楽 〈省劇場〉 総席数 594席 主な公演 文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能、中世芸能、琉球芸能 〈演芸場〉 総席数 300席 主な公演 寄席（落語その他）	施設 〈能舞台〉 座席数 591席 主な公演 能、狂言	施設 〈文楽劇場〉 総席数 753席 主な公演 文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能、歌舞伎、素浄瑠璃 〈小ホール〉 座席数 159席 主な公演 大衆芸能
 ●麹町警察署 新宿通り 地下鉄有楽町線 半蔵門線 永田町駅 最高裁判所 青山通り 内堀通り 国会議事堂 国立国会図書館 国立劇場演芸場 〔地下鉄有楽町線「永田町」駅下車、徒歩5分 地下鉄半蔵門線「永田町」駅下車、徒歩3分〕	 国立能楽堂 津田英治 首都高速4号線 千駄ヶ谷駅 東京体育館 〔「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩5分〕	 松屋町筋 道頓堀川 国立文楽劇場 三和銀行 日本橋 地下鉄千日前線 地下鉄堺筋線 日本橋駅 〔地下鉄「日本橋」駅下車、7号出口より東へ徒歩1分〕
〒102 東京都千代田区隼町4番1号 TEL (03) 3265-7411	〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号 TEL (03) 3423-1331	〒542 大阪府中央区日本橋1丁目12番10号 TEL (06) 212-2351

(2) 新国立劇場

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇など 国際芸術文化交流の拠点とするため新国立劇場の整備の現代舞台芸術の一層の振興、普及を図るとともに、を進めています。（平成9年10月開場予定）

施設の概要	オペラ劇場（1,800席程度）…… オペラ、バレエの専用劇場、四面舞台
	中劇場（1,000席程度）…… 演劇、現代舞踊を中心とした劇場四面舞台
	小劇場（450席程度）…… 実験的な演劇等の劇場、可変式舞台
	○所在地 渋谷区本町 （京王新線初台駅すぐ）
	○延床面積 68,800㎡ 敷地面積 28,500㎡
事業	○公演事業 …… 現代舞台芸術の公演 ○研修事業 …… 芸術家・舞台技術者等の研修 ○調査情報事業 …… 現代舞台芸術情報の収集・公開
開場記念公演	・オペラ 「タケル・TAKERU」「ローエングリン」「アイター」 ・バレエ 「眠れる森の美女」「くるみ割り人形」「梵鐘の聲」 ・現代舞踊 「現代舞踊マスターワークス」「現代舞踊パノラマ展」 ・演劇 「銅鑼をならした男」「夜明け前」「リア王」「鯖街道」



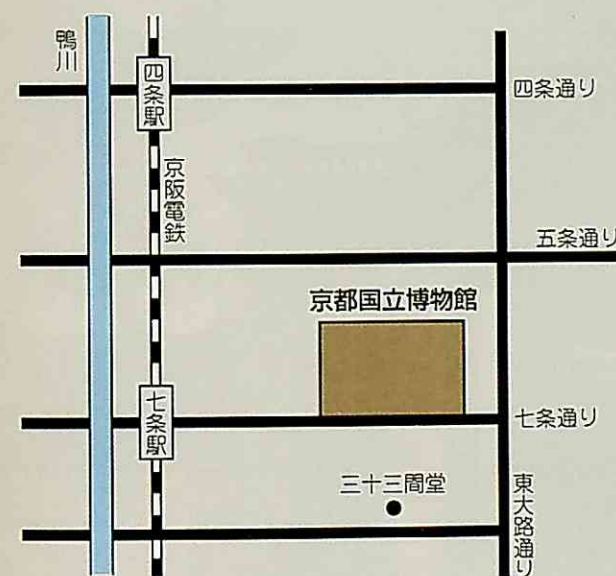
新国立劇場 中劇場（予想図）

(3) 国立美術館・博物館

東京国立近代美術館	東京国立近代美術館 (フィルムセンター)
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	日本及び世界の映画フィルムや映画県警資料の収集・保存及びこれらに関する調査研究
開館時間 - 10:00~17:00 [入館は16:30まで] (夜間開館) - 10:00~20:00 [入館19:30まで] 原則として春分の日から秋分の日までの間の毎週金曜日	開映時刻 - 大ホール/火~金 15:00、18:30 土・日・祝 13:00、16:00 小ホール/火~金 18:15 土・日・祝 15:00 展示室/火~日 10:30~18:00
休館日 - 毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日~翌年1月4日]	休館日 - 月曜日 (当分の間日曜日は休館) 年末年始 [12月28日~翌年1月4日]
交通  北の丸公園 科学技術館 北の丸公園 第1駐車場 東京国立近代美術館 毎日新聞社 地下鉄東西線 竹橋駅 北枯橋門 皇居東御苑 [地下鉄東西線 「竹橋」駅下車、徒歩5分]	交通  東京駅 八重洲通り プリチストン美術館 さくら銀行 東京国立近代美術館フィルムセンター JR山手線 有楽町駅 外堀通り 中央通り 昭和通り [JR「東京」「有楽町」駅 下車、徒歩10分]
〒102 東京都千代田区北の丸公園 3 TEL (03) 3214-2561 (代)	〒104 東京都中央区京橋 3-7-6 TEL (03) 3561-0823

京 都 国 立 近 代 美 術 館	国 立 西 洋 美 術 館
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 - 9:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間開館) - 原則として4月~10月の毎週金曜日 9:30~20:00 [入館は19:30まで]	開館時間 - 9:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間開館) - 原則として4月~10月の毎週金曜日 9:30~20:00 [入館は19:30まで]
休 館 日 - 毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日~1月4日]	休 館 日 - 毎週月曜日 [月曜日が休館の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日~1月4日]
交 通	交 通
京都国立近代美術館 京阪電鉄京津線 「東山三條」下車、徒歩5分	国立西洋美術館 JR「上野」駅下車 徒歩2分
〒606 京都市左京区岡崎円勝寺町 (岡崎公園内) TEL (075) 761-4111	〒110 東京都台東区上野公園 7-7 TEL (03) 3828-5131

国 立 国 際 美 術 館	東 京 国 立 博 物 館
日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	日本及び東洋諸地域の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 - 10:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間開館) - 原則として4月~10月の毎週金曜日 10:30~20:00 [入館は19:30まで]	開館時間 - 9:00~16:30 [入館は16:00まで] (夜間開館日) - 9:00~20:00毎週金曜日 [入館は19:30まで]
休 館 日 - 毎週水曜日 [水曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日~1月4日]	休 館 日 - 毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日~1月3日]
交 通  大阪モノレール「万博記念公園」駅下車、徒歩約15分 JR「洗木」駅よりエキスポランド方面近鉄バス・阪急バス日本庭園前下車、徒歩10分	交 通  JR「上野」駅下車、徒歩15分
〒565 大阪府吹田市千里万博公園10-4 TEL (06) 876-2481	〒110 東京都台東区上野公園13番9号 TEL (03) 3822-1111

京 都 国 立 博 物 館	奈 良 国 立 博 物 館
主として京都文化を中心にした有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究	主として仏教美術品等の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 - 9:00~16:30 [入館は16:00まで] (夜間開館日) - 9:00~20:00毎週金曜日 [入館は19:30まで]	開館時間 - 9:00~16:30 [入館は16:00まで] (夜間開館日) - 9:00~19:30毎週金曜日 [入館は19:00まで]
休 館 日 - 毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日~1月3日]	休 館 日 - 毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日~1月3日]
交 通  京阪電鉄「京阪七条」駅下車、東へ徒歩5分 JR「京都」駅下車駅前市バスA2のりばから206・208号系統にて 近鉄、博物館・三十三間堂前下車、徒歩1分	交 通  近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分
〒605 京都市東山区茶屋町527 TEL (075) 541-1151	〒630 奈良市登大路町50番地 TEL (0742) 22-7771

(4) 研究所

国立国語研究所	国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究
東京国立文化財研究所	主として美術、芸能及び文化財の保存に関する科学的な調査研究
奈良国立文化財研究所	主として歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

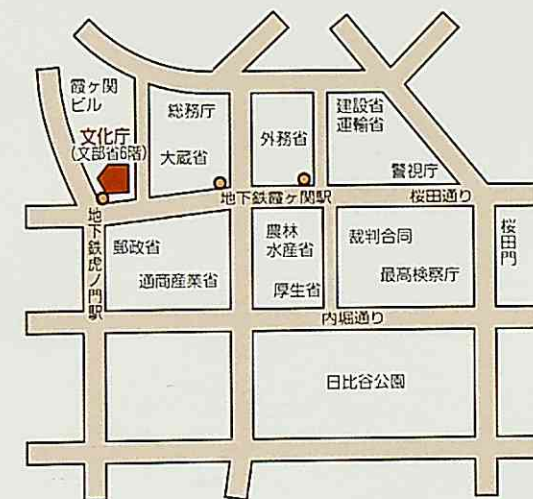
(5) 日本芸術院

文化庁に特別の機関として日本芸術院が置かれています。

日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家優遇のための栄誉機関。芸術に関する重要事項の審議
-------	--------------------------------------



重要文化財「旧帝国奈良博物館本館」(奈良国立博物館本館)



文化庁長官官房総務課
〒100 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号
電話 代表 03 (3581) 4211



100020377